

CHIYAYA AKASAKA

2020

4月号

Vol.555



広報ちはやあかさか

ご注意

紙面で紹介している行事などについては、今後の新型コロナウイルス対策の動向で主催者の判断により中止や延期となる場合があります。また、中止していた行事などが再開となる場合があります。各欄記載の問い合わせ先に確認してください。



千早赤阪村



人の動き

総人口	5,149 (－ 14)
男	2,448 (－ 6)
女	2,701 (－ 8)
世帯数	2,290 (－ 4)

2月末日現在、() は対前月比
各種統計は村ホームページに
掲載しています。



火災・救急・救助

火災	0 (± 0)
救急	52 (－ 6)
救助	1 (+ 1)
その他	1 (－ 1)

数字は2月末日現在。令和2年1
月からの累計。
() 内は前年同期の増減数です。



今月の表紙

【今月の表紙の説明】



長年皆さんに親しまれた、ごごせ
幼稚園の卒園式・閉園式が3月13日
に行われました。

園長先生から卒園生、修了生に対
して「小学校や認定こども園にいっ
ても頑張ってください。ごごせ幼
稚園の先生たち皆が応援していま
す」と、言葉が送られました。



村のホームページ

村のホームページ
では、最新の情報
を随時更新してい
ますので、どうぞ
ご覧ください。



CONTENTS

目次

P.3

トピックス

新型コロナウイルス感染症について p 3

令和2年度当初予算の概要 p 5

令和2年度千早赤阪村の取り組み p 8

1月補正予算 p14

P.15

子育てナビ

第2期子ども・子育て支援事業計画 p15

おむつなどの購入費用を助成します p19

子育て拠点を開設します p20

千早赤阪村子育て応援サービス p22

P.25

健康ナビ

健康診査や人間ドックを受診しましょう p25

風しん抗体検査・予防接種を無料で受けられます p26

P.27

募集と案内

令和2年度創業セミナーのご案内 p27

鳥獣被害対策実施隊募集について p28

P.29

お知らせ掲示板

後期高齢者医療制度のお知らせ p29

狂犬病予防集合注射と飼犬登録 p31

4月から医療費助成制度の自動償還が始まります。 p32

第十一回特別弔慰金が支給されます p33

知っていますか？廃棄物の野焼き禁止 p35

史跡内などで工事などを行う場合、

許可申請・届出が必要です p36

P.38

今月の予定



新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症患者が大阪府内でも増えてきています。国・大阪府や村が発信する正確な情報に基づき冷静な行動を心がけ、1人ひとりができる予防を徹底しましょう。

予防法～日常生活で気を付けること～

- まずは手洗いが大切です。帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに石けんで手を洗いましょう
- 咳やくしゃみが出る時は、マスクやティッシュ、ハンカチなどを使って、口や鼻を押さえる「咳エチケット」を行いましょう
- 日ごろから体の抵抗力を高めておきましょう
- 「換気が悪く」「人が密に集まって過ごすような空間」「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」は避けましょう
- 持病のある人・高齢の人・妊婦の人は、より一層注意が必要です

3月22日までの村の取組みについて

村では、国・大阪府の動向把握や要請を受けながら、対策を進めています。

- 1月27日(月)・2月10日(月)第1回・第2回 **新型コロナウイルス対策会議**
情報共有や今後の取組みについて検討

2月18日 大阪府知事より「当面1カ月(3月20日まで)の大阪府主催のイベントや集会を原則、開催中止または延期する」とし、市町村に協力依頼

- 2月19日(水)第3回 **新型コロナウイルス対策会議**
感染拡大防止のため、村主催(後援を含む)の集会やスポーツ大会、会議についても原則中止または延期する
各種団体などが主催するイベントなどに対して自粛を要請

- 2月25日(火) **新型コロナウイルス対策本部の設置 第1回新型コロナウイルス対策本部会議**
全国各地で感染者が発生している状況から体制強化を図る

2月26日 政府より「今後2週間のイベントの中止や延期」を要請

2月27日 政府より「全国すべての小学校・中学校・高校・特別支援学校などについて3月2日から春休みに入るまで、臨時休校するよう」要請

2月28日 大阪府教育委員会教育長より「3月2日から4月始業日まで、市町村立幼稚園・小学校・中学校などの全校を臨時休校するよう」要請

- 2月28日(金)第2回 **新型コロナウイルス対策本部会議**
3月2日～4月7日の間、村立幼稚園・小学校・中学校を臨時休校(臨時登校日を設定する場合は除く)
村立の公共施設(いきいきサロン、B&G海洋センター・村民運動場・テニスコート・多目的広場、郷土資料館、くすのきホール、農産物直売所、道の駅物販販売所)についても同期間、休館を決定

- 3月3日(火)第3回 **新型コロナウイルス対策本部会議**
学校園の対応状況や、村の公共施設の休館への対応状況について

- 3月4日(水) **議会 全員協議会**
村の新型コロナウイルス対策について説明(概要については次ページ参照)

- 3月6日(金)第4回 **新型コロナウイルス対策本部会議**
村内などにおける新型コロナウイルス感染症発生時の対応について

3月10日 政府より「今後10日間のイベントの中止や延期」を要請

3月6日 医療従事者のマスク不足解消のため、富田林医師会にマスクを貸与
3月10日 妊婦の肺炎は重症化する可能性があることから、妊婦1人あたりに20枚のマスクを送付

他にも村ではこんな取り組みを実施!



次の症状がある人は

新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）に相談ください。

★大阪府富田林保健所 ☎③2683 ☎④7940（土日祝を含めた終日）

風邪の症状や37.5℃前後の発熱が4日程度続いている。
（高齢者・妊婦・基礎疾患のある人は2日程度）

強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

上記相談センターの開設状況は3月22日時点のものです。

最新情報は大阪府 HP または村健康福祉課にお問い合わせください。

村議会とのやり取り（3月4日）

議員	(問) 小学3年生以下については、午前8時30分から午後2時30分まで小学校で預かってもらえるということであるが、赤阪小学校と千早小吹台小学校の対応はどのようなのか。 学童保育について、登録している方は学童保育でも対応可能であると聞いているが、それ以外の希望者があったのか。
村	(答) 学校での預りの状況は、小学3年生以下の保護者に連絡をとり、どうしても1人になる場合は学校で預れることを連絡している。現在、こごせ幼稚園で1名、赤阪小学校で2名、千早小吹台小学校で2名の希望がある。 学童保育について、臨時休校を受けて、開設時間の延長を依頼し、午前7時45分から午後6時まで開設してもらっている。現在の状況は、登録されている方のみで新たな利用はない。
議員	(問) 開設時間の延長にともなう指導員の負担など、保育料の負担増があるのか、新たな保護者の負担増はしてはならないと考えているが、その点はどうか。
村	(答) 緊急的なことで、負担などについては、詰め切れていない。 利用者には、体温チェックなどを行い健康管理をしているが、1人でも感染者がでると閉鎖することにしている。今回の臨時休校にともない午前中から開設する場合は、国からの補助がある。
議員	(問) 政府の呼びかけを受けて、村の施設を全部閉鎖しているが、道の駅物販販売所を閉鎖する必要があったのかと思う。河南町、太子町の道の駅は閉鎖していない状況である。 1カ月以上閉鎖すると、生産者、従業員などの補償の問題はどうするのか。
村	(答) 道の駅物販販売所の閉鎖は、不特定多数が来られる場所を閉鎖することにより感染拡大防止のリスクを下げるのが最大の目的である。生産者には、個別に承諾を得ている。また、道の駅の農作物の一部に関しては、村役場の職員有志で購入させてもらうことで了承している。
議員	(問) 未知の世界で今後どうなるかわからないという思いがある中で、最小にくい止める努力をいただいているのはわかるが、道の駅はイベントが多いので、3月にも計画があったが、通常の販売ぐらひは再検討していただけたらと思う。 また、休業補償していただくようお願いする。
村	(答) 我々行政は責任を持っている。閉鎖期間は感染状況により短縮することもあるし、長くなることもある。状況により判断していく。危機管理のついで、リスクに先んじて「憂う・備える」ことが行政の基本である。自然災害は目に見えるが今回の感染症は目に見えないため、スピード感を持って対応していくことが必要である。国・大阪府には専門家がいるが、当村にはいないので、国・大阪府の動向などを参考に検討してきた結果である。村内施設の閉鎖の経過について、当村は高齢化率が高いことがあり、高齢者の感染リスクが高く重症化しやすいため、道の駅物販販売所・農産物直売所も閉鎖した。河南町の高齢化率が35%、当村は45%である。 補償にも、休業補償、営業補償、従業員の給料の補償などがあるが、どのようなことを考えておられるのか。村では様々な雇用形態がある。村が直接非常勤として雇用しているケース、シルバー人材センターを通じて雇用しているケース（委託）、いきいきサロンのように指定管理で、管理者が雇用しているケースなどがあり、国の制度や弁護士の話聞きながら村としてどのような対応ができるのかなど、別の形での雇用の可能性を含めて検討している。
議員	(問) 給食センターの状況は。
村	(答) 行政の機関としては開いている。学校が休みで給食を提供するという判断をしていないので業務委託は停止している。購入している食材の取り扱いや生徒は1カ月給食を食べないので給食費の徴収をどうするのか、業務は委託であるが、従業員の給料の問題は今後出てくる。現時点ではどうするのかの協議には至っていない。

〈問い合わせ〉健康福祉課（健康）☎⑦0069 総務課☎⑦0081

令和2年度 当初予算の概要

～ 6月に村長選挙を控えているため、「骨格予算」として編成～

令和2年度の当初予算は、義務的・経常的経費のほか、皆さんにとって必要なサービスを提供する事業、緊急性のある事業、継続的に実施する必要がある事業に絞り計上しています。

令和2年度当初予算

総額 **55億 1,685万円**

対前年度増減額 △2億 4,062万円 (△4.2%)

うち一般会計 **35億 4,186万円**

特別会計 **19億 7,499万円**

対前年度増減額 △7,874万円 (△2.2%)

△1億6,188万円 (△7.6%)

なお、新庁舎建設に関する経費を除いた一般会計は **30億 5,584万円**

対前年度増減額 △4億8,925万円 (△13.8%)

会計区分		令和2年度	令和元年度	対前年度増減額
一般会計		35億 4,186万円	36億 2,060万円	△7,874万円
特別会計	国民健康保険事業	8億 9,532万円	9億 2,939万円	△3,408万円
	診療所	3,091万円	2,552万円	539万円
	介護保険	6億 6,434万円	7億 2,048万円	△5,614万円
	後期高齢者医療	1億 2,953万円	1億 1,484万円	1,469万円
	下水道事業	2億 3,876万円	2億 4,511万円	△635万円
	金剛山観光事業	1,614万円	1億 153万円	△8,539万円
	小計	19億 7,499万円	21億 3,687万円	△1億 6,188万円
合計		55億 1,685万円	57億 5,747万円	△2億 4,062万円

～ 前年度と同様、厳しい状況下での予算編成に～

令和2年度当初

基金残高 (見込み)

12億 712万円

前年度当初から7億1,824万円減少

各種事業の財源不足分を補うため、財政調整基金を2億3,748万円、新庁舎建設のため、公共施設等整備基金を4億8,510万円取り崩します。

自主財源の柱となる村税の収入は前年度と比べ、若干の増加を見込んではあるものの、この5年間で2番目に低い収入額となる見込みです。近年で最も村税収入の多かった平成23年度(5億8,536万円)と比べると、1億1,440万円も減少しており、自立した村政の運営がますます厳しくなっています。

令和2年度当初

村税収入 (見込み)

4億 7,096万円

詳しくは6ページ下部をご覧ください。

※金額はすべて1万円未満を四捨五入しているため、合計金額が合わない場合があります。

言葉の意味

『骨格予算』

首長選挙を控えた自治体が、最低限必要な経費を盛り込んで編成する予算のこと。首長選挙後に、予算が肉付けされることが多い。

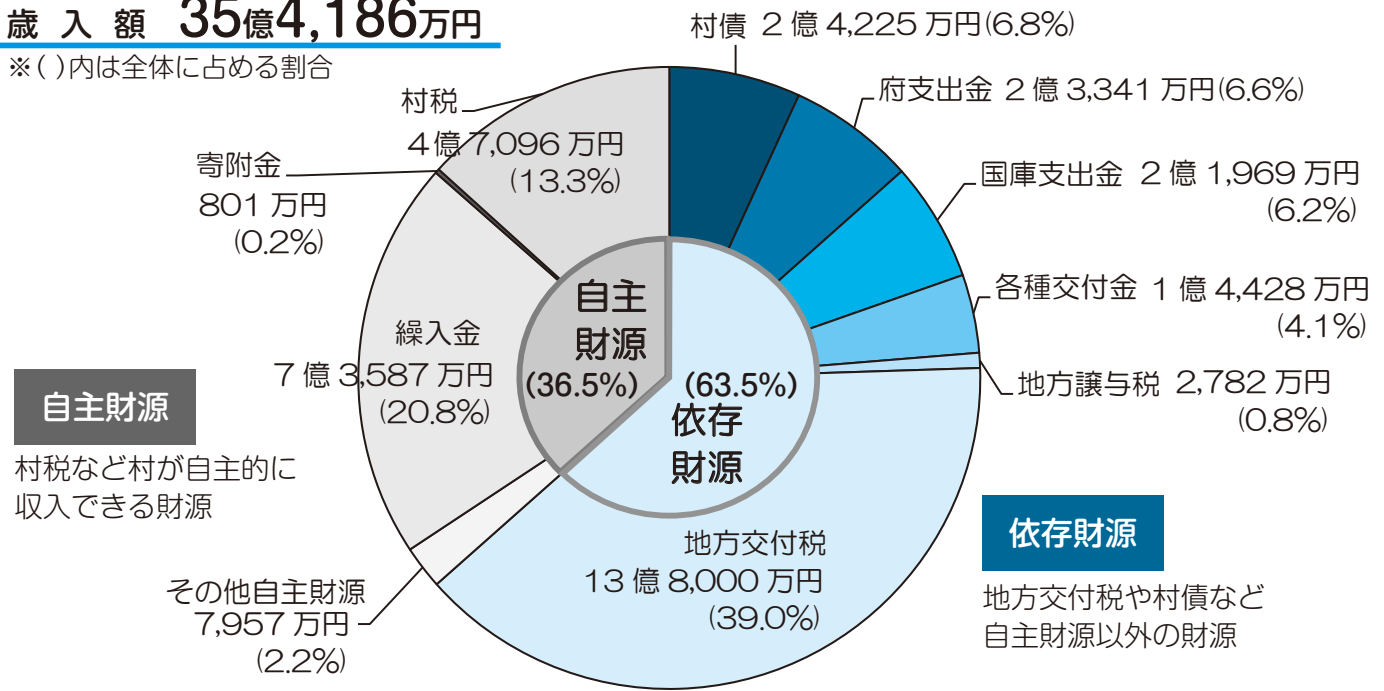
歳入

歳入面では、村税の微増が見込まれるものの、寄附金や手数料の減少が顕著であり、地方交付税や地方譲与税、国庫支出金といった依存財源に頼った収入となっています。引き続き、非常に厳しい財政状況であり、財政調整基金から2億3,748万円を繰り入れることにより財源を確保しました。

一般会計

歳入額 **35億4,186万円**

※()内は全体に占める割合

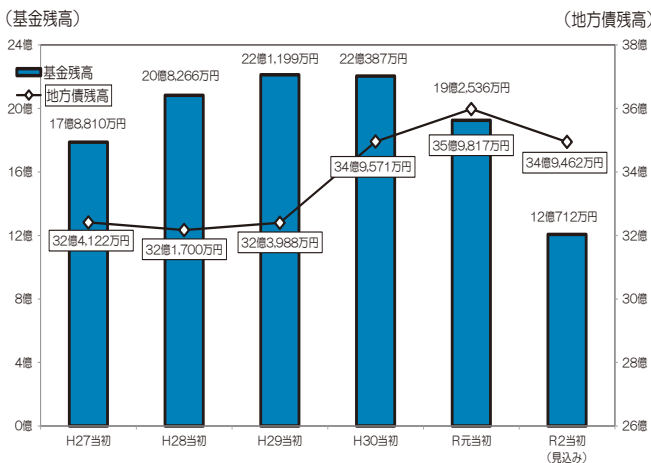


自主財源
村税など村が自主的に収入できる財源

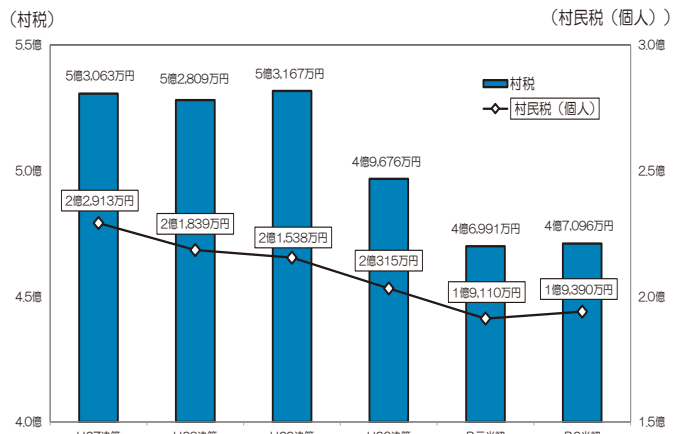
依存財源
地方交付税や村債など自主財源以外の財源

- 村 税**：村民税（個人・法人）や固定資産税などの村に納付された税金
- 寄 附 金**：ふるさと応援寄附金など、村に寄せられた寄附金
- 繰 入 金**：積み立てた基金（貯金）を取り崩したのものなど
- その他自主財源**：使用料、手数料、負担金、財産収入など
- 地方交付税**：国税の一部が、一定基準により市町村に交付されるもの
- 地方譲与税**：各種譲与税が、市町村道路延長や面積に応じて交付されるもの
- 各種交付金**：地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、交通安全対策特別交付金など
- 国庫支出金**：国から交付される補助金や負担金など
- 府支出金**：大阪府から交付される補助金や負担金など
- 村 債**：各種事業を実施するときに、国などから借り入れる村の借金

基金と地方債の残高の推移



村税と村民税（個人）の推移



※金額はすべて1万円未満を四捨五入しているため、合計金額が合わない場合があります。

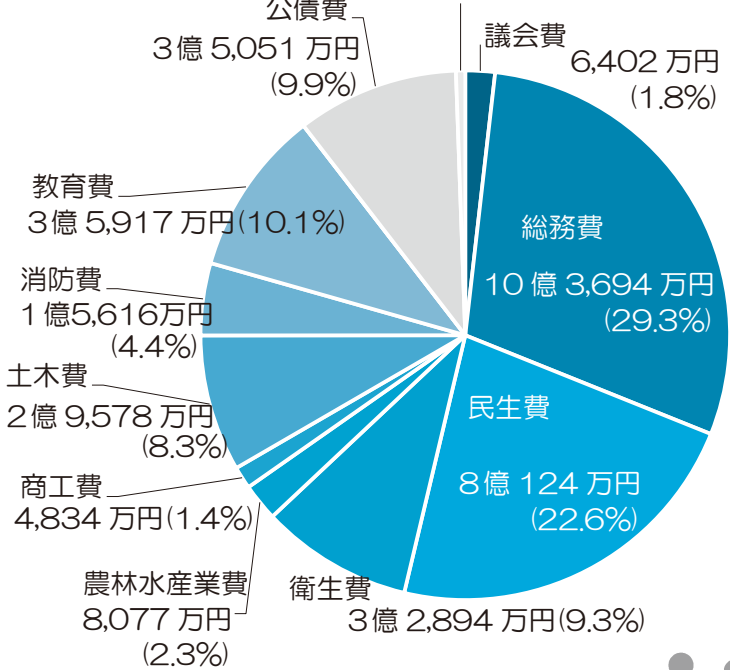
歳出

歳出面では、6月に村長選挙を控えていることから、皆さんに必要なサービスを提供する事業や継続して実施する事業、また緊急性のある事業に絞った予算編成としています。

一般会計

歳出額 **35億4,186万円**

※()内は全体に占める割合

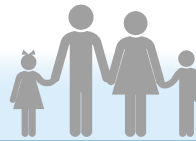


目的別内訳

行政目的別分類。各課や事業別に分類され、どのように経費が配分されているかを知ることができます。

- 議会費：議会の活動に必要な経費
- 総務費：各種システムや新庁舎建設費などの経費
- 民生費：社会生活を保障するための経費
- 衛生費：衛生的な生活環境を保持するための経費
- 農林水産業費：農林業の対策・振興に必要な経費
- 商工費：商工業・観光の振興に必要な経費
- 土木費：インフラ整備などに必要な経費
- 消防費：消防、災害対策に必要な経費
- 教育費：学校や社会教育施設の運営などに必要な経費
- 災害復旧費：災害で被災した施設などの復旧に必要な経費
- 公債費：借金の返済に必要な経費
- 予備費：予算外や予算超過の支出に充てるための経費

楠公さんの家計簿



令和2年度一般会計予算を
年収600万円の家庭に置き換えると

※()内は前年度比

収入

給料	【村税】	80万円	(2万円)
諸手当	【使用料など】	13万円	(△3万円)
パート収入	【寄附金】	1万円	(△1万円)
親からの支援	【国や府からの交付税や支出金など】	340万円	(27万円)
貯金の取崩し	【基金からの繰入金】	125万円	(6万円)
銀行からの借入	【地方債】	41万円	(△31万円)

支出

食費	【人件費など】	152万円	(22万円)
医療費	【扶助費】	65万円	(8万円)
光熱水費	【物件費】	99万円	(△12万円)
子への仕送り	【地区や団体などへの補助費や、診療所運営費など特定事業財源への繰入金】	123万円	(△19万円)
家や車の修繕	【普通建設事業費、維持補修費】	98万円	(14万円)
ローン返済	【公債費】	60万円	(6万円)
貯金	【積立金】	3万円	(△19万円)

※金額はすべて1万円未満を四捨五入しているため、合計金額が合わない場合があります。

【問い合わせ】 人事財政課 ☎@0082

もっと村を元気に！

令和2年度 千早赤阪村の取り組み

誰もが生活に必要な不可欠なお金を、村ではどのように活かし、皆さんの生活を豊かにしているのでしょうか。「もっと快適」「もっと充実」な生活のために、村役場でも日々取り組んでいます。ここでは各課の主な取り組みを紹介します。

※金額は全て1万円未満を四捨五入しています。

一般会計

課予算額

2億
9,874万円

法規、契約、監査、電算システム、交通・防犯、消防、防災、危機管理、庁舎管理などの事務を行っています

総務課



521万円

千早地区の避難所を整備します

集落内に避難所がなく、道路の寸断の恐れのある千早地区内に避難所を整備するための設計・地質調査費用。

476万円

簡易郵便局を運営します



村民の皆さんが身近に利用できるよう便利な役場内郵便局事業を継続。

300万円

消防施設の維持・管理をします



消防関係にかかわる施設の維持により消火活動を円滑化。

その他総務課での主な事業

事業	内容	事業費用
消防団携帯用無線機の整備	消防団員の装備基準を充実するため、消防団活動に必要な携帯用無線機を整備	172万円
危険住宅の移転費助成	土砂災害特別警戒区域での住宅除去や村内での住宅再建のローン利子分を助成	519万円
消防・救急業務を委託	富田林市へ消防・救急業務を委託	1億1,920万円
ふるさと応援寄附金の推進	ふるさと応援寄附金に対する謝礼品などの費用	431万円
青パト防犯パトロールなどの実施	村内小学校区を中心に登下校時の見守りパトロールなど防犯活動の費用	24万円
住民情報のシステム管理	村、豊能町、河南町の3町村で共同利用している住民情報管理システムの維持管理費用	4,516万円
選挙にかかる費用	村長選挙、村議会議員選挙（令和3年4月予定）、明るい選挙の推進	831万円

など

一般会計

課予算額

15億

9,214万円

職員の人事・給与・研修や財政関連の仕事を行います

人事財政課

219万円

人材育成をします



職員の能力向上を図るため、
職階に応じた研修を実施。

9,065万円

水道施設の運営費を負担
します

大阪広域水道企業団が実施
する村内水道施設の運営費
用を負担。

その他人事財政課での主な事業

事業	内容	事業費用
下水道事業運営負担	一般会計から下水道事業特別会計に赤字分を補填	1億2,841万円
村債の返済	国などから借り入れる借金の返済金	3億5,051万円

など

一般会計

課予算額

1億

876万円

道路・橋の維持管理、下水道の整備や浄化槽設置補助をします

施設整備課



8,038万円 村道を整備します

村道の維持・修繕工事を計画的に実施。
また、道路沿いの除草や補修などを進めることで、村民の皆さんの
安全で快適な生活を支援。

特別会計

1,640万円

下水道を整備します



公共水域の水質保全のため
に、下水道施設工事などを
実施。

1,400万円

橋を点検します



村道に架かる橋の点検業務
を実施し、その結果をもと
に長寿命化計画を策定。

特別会計

その他施設整備課での主な事業

事業	内容	事業費用
南河内4市町村下水道 事務広域化事業負担金	富田林市・太子町・河南町と共同で業務発注することで、経 費の削減や下水道事務の効率化を推進	1,329万円
処理場維持管理	流域の下水道処理場にかかる維持管理負担金	4,566万円

など

一般会計

課予算額

2億

6,436万円

村民の皆さんに関わる戸籍・住民票や
人権啓発、環境美化、保険業務を行います

住民課



9,719万円

ごみ・し尿の収集と処理を行います

各家庭や事業所などで排出されるごみ・し尿の収集や、資源ごみの選別、また南河内環境事業組合清掃工場の維持管理費として支出。

1,300万円

こどもの医療費を
助成します



経済的負担の軽減のために、中学生卒業までの医療費の自己負担を助成。

180万円

浄化槽維持管理費を
補助します



水質汚濁防止のために、合併処理浄化槽の維持管理を行う村民の皆さんの維持費用を補助。

その他住民課での主な事業

事業	内容	事業費用
後期高齢者の医療費負担	75歳以上の高齢者の医療費の5割を国、府、村で負担	1億234万円
ひとり親家庭医療費助成	18歳までの子どもを扶養する一人親家庭の医療費を助成	214万円
し尿汲み取り費用助成	汲み取り式トイレの家庭の汲み取り費用を助成	99万円
人権啓発活動	人権カレンダー発行、小学校人権教室、映画の上映など	538万円

など

一般会計

課予算額

4億

65万円

健康増進、子育て関連、予防接種、福祉事業などを行います

健康福祉課

新規



204万円

地域子育て支援拠点を開設します

保健センター内に子育て支援拠点「ひまわり」を開設し、子育て親子の交流の場を提供し、悩む人の相談援助を実施。また子育てに関する講習なども実施。



676万円

様々ながん検診を実施します

胃・肺・大腸・子宮・乳がんの早期発見と治療に努め、がんによる死亡者数の減少を推進。

918万円

急病診療に備えます



休日や夜間の急な発病なども安心して診療を受けられる救急医療体制を整備。

220万円

妊婦健康診査公費を助成します



母体と胎児の健康管理と経済的負担軽減のため妊婦健康診査費用を助成。

107万円

任意予防接種費用を助成します



定期接種に上乗せし村独自で乳幼児と小学生のワクチン接種費用、成人用肺炎球菌ワクチン接種費用を助成。

144万円

おむつなどの購入費を助成します



2歳未満の子育て世帯に購入費を助成（健康福祉課）、紙おむつ使用世帯に無料ごみ処理シール券を配布（住民課）。

332万円

食育を推進します



村の食育推進計画に基づき地産地消の確立や、一貫した食育事業を推進。

28万円

子育て応援出産お祝い品を贈呈します



新たに誕生した子と保護者に絵本育児書とおおさか河内材の積木を贈呈。

その他健康福祉課での主な事業

事業	内容	事業費用
子育て支援ヘルパー派遣	養育支援が特に必要な家庭に対し、家事援助のヘルパーを派遣	18万円
子育て短期支援	保護者の疾病により養育困難、または緊急一時的に保護が必要な場合、ショートステイ事業・トワイライトステイ事業を実施	18万円
新生児聴覚検査助成	先天性難聴を早期に発見し支援するための検査費用を助成	14万円
特定健診外の健診実施	追加項目検査（血液・尿）と心電図・眼底検査の実施	307万円
高齢者福祉事業	いきいきサロンの運営や高齢者の自立した生活を支援するサービスの提供	1,467万円
特別会計 介護保険特別会計	介護保険サービスなどにより、高齢者の介護を社会全体で支援	6億6,434万円
障がい福祉・地域福祉事業	障がい者の自立した生活を支援するサービスの提供や地域福祉の向上	1億6,579万円

など

一般会計

室予算額

5億

3,244万円

企画、都市計画、新庁舎の建設や定住促進、広報発行などに携わります

地域戦略室

852万円

バス・タクシーの利用料を助成します



バス・タクシーの利用料を助成し、
高齢者や妊産婦などを支援。

250万円

空き家改修にかかる
費用を補助します



空き家購入者・所有者・賃
借者に対して、改修にかか
る経費を補助。

200万円

地域活性化を図る村民団体
の活動を応援します



自主的・主体的な公益性の
ある村民活動事業に対して
補助金を交付。

192万円

住宅の耐震化の費用を
助成します



昭和56年以前に建築された
木造住宅などの耐震化費用
の一部を助成。

500万円

新築住宅の購入を
補助します



自らが居住する新築一戸建
ての建設・購入の費用を補
助。

その他地域戦略室での主な事業

事業	内容	事業費用
地域おこし協力隊	協力隊第2期生を募集し、林業の活性化やPRを実施	910万円
子育て世帯引越費用助成	村内に転入する40歳未満の若年夫婦世帯の引越し費用助成	50万円
定住促進家賃補助	空き家の利用促進のため、賃借者の家賃を2万上限で補助	250万円
3市2町1村広域事業	富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町と村で広域連携処理を実施し、住民サービスの利便性を向上	453万円
防災拠点施設となる新庁舎の建設	防災や災害復旧など重要な機能を果たす拠点となる役場庁舎を建設	4億8,602万円

など

一般会計

課予算額

4,050万円

農林業・商工・労働・観光・消費者行政に携わります

観光・産業振興課



209万円

有害鳥獣から農産物を守ります

村鳥獣被害対策実施隊の活動にかかる費用を助成。
さらに、イノシシが田畑を荒らさないよう、電気柵などの購入にかかる費用についても助成。

600万円

間伐材の搬出を支援します



土砂災害や流木被害の抑制を図るため、間伐材の搬出に必要な経費を助成。

60万円

農の活性化プロジェクトを推進します



大阪府などと共同で新規就農の促進、いちごの楽園・棚田のPR活動を実施。

その他観光・産業振興課での主な事業

事業	内容	事業費用
金剛山周辺維持管理	金剛山周辺のトイレの清掃・保守点検や登山道の保全	461万円
観光振興	奉建塔周辺の美化や道の駅の運営、道の駅施設の維持管理	362万円
農業振興地域整備計画	村が定める総合的な農業振興計画の見直し	400万円
農道舗装・用水路整備	老朽化などで破損した農道水路整備にかかる原材料費を助成	80万円
林業用施設等整備	林道の整備にかかる原材料費を助成	100万円
森林環境保全整備	間伐や森林作業道の開設、人工造林などの森林整備費用を助成	449万円
創業支援融資利子補給	村内での新たな創業の際、借り入れ融資の利子分を一部助成	15万円

など

一般会計

課予算額

5,066万円

議会の運営、議員の活動調査、議会だよりの発行を行います

議会事務局



村民の皆さんの声を反映させる議会を運営します

議員の調査研究や活動費の一部支給、研修の実施、議会だよりを発行し、皆さんの生活に反映させます。

一般会計

課予算額

2億

5,362万円

学校教育、小中学校の管理、社会体育の振興、文化財の保存管理、給食センター、図書室などの仕事をします

教育課

新規

243万円

幼児教育・保育の無償化と副食費を補助します

0～2歳児クラスの子がいる世帯の保育料を無償化、
+
0～5歳児クラスの子がいる世帯の副食費を補助
(月額4,500円上限)。



新規

50万円

教育支援センターを開設し児童・生徒を支援します

不登校児童・生徒の社会的自立・学校生活への復帰を目指す個別指導・支援。



5,732万円

学校給食の運営・給食費の補助をします

毎日の学校給食を安全においしく提供するため、加えて保護者の負担を軽減。



その他教育課での主な事業

事業	内容	事業費用
就学援助制度	経済的理由により、就学が困難な小中学生の保護者に学用品費、給食費などを援助	491万円
英語教育の推進	中学在学中に4技能を育てる授業を展開し、英検3級相当の学力習得を応援、また夏休みに海外ホームステイする外国語研修事業を実施	585万円
スクールバスの運行	スクールバスを運行し、子どもたちの安全な通学を確保	1472万円
くすのきホール、図書室、B & G 海洋センター、資料館などの運営・維持	音響や照明の操作費用(くすのきホール)、エレベーターや給水設備などの保守管理、館内設備の修繕費	4,287万円
小中学校の維持管理	子どもたちの健全な学校生活のための運営や施設の改修費用	4900万円

など

令和2年1月補正予算が決まりました

補正額

2,106万5千円

一般会計 2,106万5千円

主な補正内容は、災害復旧工事に係る経費です。

道路災害復旧事業

追加

平成30年の台風21号・台風24号により被災した西峯学校線の災害復旧工事に関し、地質調査や土砂撤去工事を追加で行います。

関連補正予算

2,036万円

〈問い合わせ〉 人事財政課 ☎@0082

千早
赤阪村

第2期 子ども・子育て支援 事業計画

概要版



子ども・子育て支援事業計画とは？

すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者の支援をするとともに、住民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進することを目的に、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズなどを踏まえ、基本指針の改正方針及び「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」(2019年(令和元年)10月1日施行)の事項を盛り込んだ「第2期千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の期間

2020年度(令和2年度)を初年度として、2024年度(令和6年度)までの5年間で計画期間とします。

計画の基本理念

みんなで支えあい、子どもの夢と未来を応援するまち・ちはやあかさか

子育ての主体は家庭であることを前提としながら、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるとともに、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障し、子どもや子育て家庭が、地域みんなにあたたかく見守り支えられ、心身ともに健やかに成長できるよう、各種施策に取り組みます。

「みんなで支えあい、子どもの夢と未来を応援するまち・ちはやあかさか」の実現に向けて、4つの基本目標と9つの施策の方向を設定し、安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに育つまちづくりを目指します。

基本目標 ①：すべての子育て家庭を応援する環境づくり

- 社会や地域とのつながりの中で、親としての自信と責任を持ち、子どもを
生み育てることに喜びや楽しさを実感できるような「親育ち」への支援
- 「子育て」「親育ち」「子育て」を地域が支えるという視点のもと、地域での主体的な助け合い・支
え合いが生まれるような、子どもを生み育てやすいまちづくりの推進
- 家庭と仕事の両立が可能となるよう、保護者のニーズに応じた子育て支援サービスの充実
- 関係機関との連携強化、相談支援体制の充実など、児童を虐待から守るまちづくり



【施策の方向 ①】地域における子育て支援の充実

- 基本施策** ①地域における子育て支援の充実 ②地域における子育て支援ネットワークづくり
③相談体制の充実 ④情報提供の充実

【施策の方向 ②】ワーク・ライフ・バランスの実現

- 基本施策** ①仕事と子育ての両立の支援 ②家庭における子育て意識の醸成

【施策の方向 ③】支援を必要とする子どもへの取り組みの推進

- 基本施策** ①児童虐待防止対策の充実
②障がいのある児童に対する施策の充実
③ひとり親家庭への支援の推進



基本目標 ②：親と子の健やかな成長を応援する環境づくり

- 妊娠前から妊娠、出産、産後にわたる切れ目のない支援の一層の充実、安心して子どもを生み
育てられるまちづくり

【施策の方向 ①】子どもと親の健康保持及び増進

- 基本施策** ①子どもと親の健康の保持 ②「食育」の推進
③思春期保健対策の充実 ④小児医療体制の充実

【施策の方向 ②】子育て家庭への経済的支援の充実

- 基本施策** ①子育てに関する経済的支援制度の充実



基本目標 ③：親と子の学びと育ちを応援する環境づくり

- 健やかな「子育て」が促されるよう、質の高い幼児教育・保育を提供できる体制の充実
- 「生きる力」が子どもに育まれるよう、創意工夫のある教育をはじめとした、家庭・地域・学校が
連携・協力した家庭や地域の教育力の向上

【施策の方向 ①】子どもの成長を支える教育の充実

- 基本施策** ①幼児教育及び学校教育の充実 ②次代の親の育成

【施策の方向 ②】家庭の教育力の向上

- 基本施策** ①家庭教育の充実
②子育て家庭の交流を促進する事業の充実





基本目標 ④：すべての子どもが安心して生活できる環境づくり

○住民どうしの協力・連携関係の強化、交通安全対策や防犯対策への取り組みなど、地域社会の中で子どもが安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

【施策の方向 ①】子育てにやさしい生活環境の整備

- 基本施策**
- ①身近な遊び場の整備
 - ②子どもが安心して過ごせる生活環境の整備
 - ③子育て世帯の移住定住の促進

【施策の方向 ②】地域で取り組む子どもの安全の確保

- 基本施策**
- ①子どもの安全を確保するための活動の推進
 - ②子どもを犯罪などから守るための活動の推進



第2期千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画の主要施策

安心して子どもを産み育てられる環境づくりをさらに推進するため、以下の主要施策を実施します。

〔1〕げんきこども園の開園(2020年(令和2年)4月～)

これまでの、公立幼稚園1園と私立保育園1園を廃園とし、2020年(令和2年)4月に、新たに公私連携による幼保連携型認定こども園を開設しました。



〔2〕千早赤阪村子育て拠点の開設(2020年(令和2年)4月～)

3つの拠点整備を行い、機能を集中することで更なる切れ目のない子育て支援を図ります。

地域子育て支援拠点

子育て親子の交流の場の提供、相談、講習等を実施します。

子育て世代包括支援センター

妊産婦や乳幼児及びその保護者への保健指導や支援プランの作成、保健・医療・福祉の関係機関との連絡調整を実施します。

子ども家庭総合支援拠点

すべての子どもとその家庭及び妊産婦への必要な支援を行い、特に要支援児童・要保護児童等への支援強化を図ります。

〔3〕保育料の独自無償化(2019年(令和元年)10月～)

3号認定こどもの認可保育園、認定こども園等の保育料を、保護者の所得に関係なく無償とします。また、幼稚園、認可保育園、認定こども園を利用する子どもについて、世帯の子ども的人数や保護者の所得に関係なく、副食費について月額4,500円を上限に補助します。



子ども・子育て支援事業の推進

区分	内容	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
◆ 教育・保育						
1号認定 (3～5歳)	保育の必要性がなく、教育ニーズがある認定区分 (認定こども園、幼稚園)	14人	14人	14人	13人	12人
2号認定 (3～5歳)	保育の必要性がある認定区分 (認定こども園、保育所)	44人	45人	45人	42人	41人
3号認定 (0～2歳)	保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分 (認定こども園、保育所)	27人	26人	25人	24人	24人
◆ 地域子ども・子育て支援事業						
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育所等の通常の保育時間を 超えて延長して保育を行う事業	11人 1か所	11人 1か所	10人 1か所	10人 1か所	10人 1か所
放課後子ども 総合プラン事業	放課後や学校休業中に適切な遊 びや安心して生活する場所を提供 し、心身の健全な育成を図る事業	35人 1か所	30人 1か所	26人 1か所	26人 1か所	25人 1か所
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者が児童の養育が困難な 場合等に、児童養護施設などで 養育・保護を行う事業	12人 3か所	12人 3か所	12人 3か所	12人 3か所	12人 3か所
地域子育て支援 拠点事業 (地域子育て支援センター)	育児不安や子育ての様々な相 談を受けながら、子育て支援を 行う事業	1,255人 1か所	1,232人 1か所	1,186人 1か所	1,164人 1か所	1,118人 1か所
利用者支援事業 (子育て世代 包括支援センター)	相談や情報提供等の必要な支 援、関係機関との連携・協働 の体制づくり等を行う事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊産婦健康診査 事業	妊婦・産婦健康診査の受診券 を発行し、妊娠中・産後の健康 の保持・増進を図る事業	224人	224人	210人	210人	196人
乳児全戸訪問事業	産婦及び乳児を対象に、保健 師が家庭を全戸訪問する事業	23人	23人	22人	22人	21人
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に保健 師等が訪問し、適切な養育の実 施を確保するための事業	4人	4人	3人	3人	3人

※「病児・病後児保育事業」及び「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」は、今後も引き続きニーズの把握に努め、事業実施について検討していきます。

計画の推進に向けて

毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて進行状況の把握、点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施し、審議により、必要に応じて本計画の施策の見直し・改善を図ります。

また、認定こども園、学校、PTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、また自治会などの地域組織と、適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育て・子育て支援の推進を図ります。



発行：千早赤阪村 健康福祉課
〒585-0041 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分195-1 TEL:0721-72-0069



2歳の誕生日月までおむつなどの購入費用を助成します

- 村では、子育て支援の一環として乳児などが使用するおむつなどの購入費の助成を行っています。
- 対象者** 次の要件をすべて満たす人
- ・乳児など・保護者ともに村に住所を有している。
 - ・保護者および同居する世帯の人に村税などの未納がない。
- 対象品目** 紙おむつ・布おむつ・おむつカバー・トレーニングパンツ
- 申請** 対象者は、申請に必要なものを用意し、健康福祉課窓口で手続きしてください。申請後、支給対象者の可否を郵送で通知します。
- 持物** 千早赤阪村乳児等おむつ購入費助成金支給申請書・納付等状況調査同意書・印鑑
- 助成金額** 乳児など一人につき上限月額3千円
- 申請書受付日の属する月の初日以降のおむつの購入が対象。ただし、出生および転入した人については、住民基本台帳に登録された日以降が対象。
- 助成金支給** 年2回支給 4月分～9月分の購入費（上半期）は10月15日（木）まで
10月分～3月分の購入費（下半期）は令和3年4月15日（木）まで
- 購入した日、購入した物、金額が分かる領収書など・印鑑・振込先口座番号の分かるものを持参ください。

令和元年度乳児などおむつ購入費用助成の下半期請求は4月15日までに

令和元年度に乳児等おむつ購入費助成の支給決定を受けた人について、下半期（令和元年10月～令和2年3月）分の購入費を請求する場合は4月15日（水）までに手続きをしてください。請求の際は次のものを持参ください。

- ・購入した日、購入した物、金額が分かる領収書など・印鑑・振込先口座番号の分かるもの

〈問い合わせ〉健康福祉課（福祉） ☎@0069

紙おむつを使用している子どものいる世帯にごみシールを交付します

- 村では、子育て支援策として、紙おむつを使用している子どものいる世帯に、申請に基づいて、ごみシールを交付します。
- 対象者** 村内在住で、紙おむつを使用している子どものいる世帯
- ※子どもの2歳の誕生日の属する月の末日までが対象
- 枚数** 月5枚
- 申請方法** 子どもの生年月日がわかるもの（健康保険証など）、印鑑を持参のうえ、住民課窓口で申請ください。
- 〈申請・問い合わせ〉住民課（環境衛生） ☎@7116

子育て短期支援事業

子育て家庭を支援する環境づくりのため、短期入所生活援助（ショートステイ）および夜間養護（トワイライトステイ）などの事業を行っています。共に、所得の状況などにより一部負担金が必要な場合があります。詳しくは、健康福祉課まで問い合わせください。

○短期入所生活援助（ショートステイ）

保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に保護を要する場合に児童福祉施設で一定期間養育保護します。

○夜間養護等（トワイライトステイ）

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭における児童の養育が困難になった場合その他緊急の場合において、その児童を児童福祉施設で保護します。

〈問い合わせ〉健康福祉課（福祉） ☎@0069

4月より保健センターで

村では、子育て支援機能をより充実させるため、4月から保健センター内に3つの拠点を整備しました。この3つの機能を集中することで、切れ目のない子育て支援を図ります。

地域子育て支援拠点『ひまわり』

～子育て家庭の親子が集い交流する場所を提供します～

○子育て親子の交流を図り、育児相談を実施するなど、子どもの健やかな成長および子育て家庭を支援することを目的とした施設です。令和2年度より村が直営で運営を実施します。

○保育士がいますので、育児のことで困ったことがあれば気軽に相談できます。



開室曜日 月・水・金
※祝日・4/8・7/8・1/13
は休みで翌日開室します

時間 午前10時～午後4時
利用できる人 村に居住する0歳から就学前までの子どもおよびその保護者

『ひまわり』では様々なイベントを予定しています

絵本読み聞かせ	第1水曜日
子育て講習会	第1金曜日
リズム遊び	第2金曜日
からだ遊び	第3金曜日
英語教室	第4水曜日
計測・育児相談	第4金曜日
離乳食講習会	偶数月 第3水曜日
お出かけイベント	年2回
子育て講演会	年1回

※事業については諸般の事情により急遽延期や中止となる場合があります。

その他、工作・お絵かき・遊びや季節のイベントを予定しています。4月の予定は24ページをご覧ください。



子育て拠点を開設します

子育て世代包括支援センター

～妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します～

妊娠期

出産

子育て期

就学



- 妊娠期から子育て期まで安心して子育てができるように、さまざまな不安や疑問などの相談に保健師が応じ、きめ細やかな支援を行います。
- 子連れでも安心して相談できるよう、『ひまわり』の隣の部屋で、授乳用リラックスソファ・ベビーベット・子どもの遊びスペースを設置しています。
- 必要に応じて関係機関とも連携を取りながらサポートします。



子ども家庭総合支援拠点

～すべての子育て家庭に必要な支援を提供します～

- 0歳から18歳までのすべての子どもとその家庭および妊産婦さんなどを対象に、専門的な相談や訪問などによる継続的な支援を行う拠点です。
- 子育てやお子さんの発達、学校や園でのこと、子どもの虐待に関することなど相談できる総合相談窓口です。
- 安心して家庭で育児ができるよう関係機関と連携した支援体制を取りサポートを行います。



子どもへの関わり方がわからない

子どものことをどこに相談したらいい？

子どもに落ち着きがない

出産後の生活に不安がある

子どもをつい叩いてしまう

〈問い合わせ〉健康福祉課 ☎0069

[千早赤阪村子育て応援サービス] (令和2年4月現在)

千早赤阪村では妊婦さんから中学生まで



常勤保健師が実施!

地区担当保健師が妊娠から子育てまでサポートします。

妊娠・出産

- 妊娠届出時面接相談
母子健康手帳交付
- 妊婦健康診査
(妊娠期間中に14回)
(上限116,840円費用助成)
- 妊婦歯科健康診査
- 妊婦(両親)教室
- 産婦健康診査2回
(産後2週頃と産後4週頃)
- 産後ケア事業
(ショートステイ・デイサービス)
- 相談・家庭訪問
(保健師)(助産師)
(管理栄養士)
- ◎ バス・タクシー利用料助成
(最大12,000円)

『妊娠届出時面接相談』では不安や悩みの相談から、妊娠～出産～子育てまでのさまざまなサポートについて説明します。

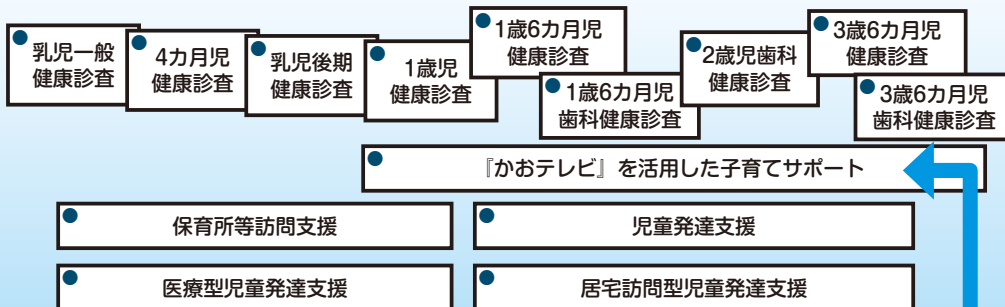
- 児童手当の支給
- △ 子ども医療費助成
(0歳～中学3年生まで)
- 定期予防接種
任意予防接種費用助成
(ロタウイルス・B型肝炎・おたふくかぜ)
- 小

ロタウイルスワクチン→生後2カ月から32週までの乳児期接種になります。
B型肝炎ウイルスワクチン→0歳から小学6年生までのおたふくかぜ(流行性耳下腺炎)ワクチン→1歳から就

新生児～乳児

- 新生児聴覚検査費用助成
(上限1万円)
- 離乳食講習会
- 子育て応援出産祝い事業
(絵本・育児書プレゼント)
(おおさか河内材を使った積み木をプレゼント)
- 新生児訪問
(こんにちは赤ちゃん事業)
- △ 未熟児養育医療給付
- 相談・家庭訪問
(保健師)(助産師)
(管理栄養士)(発達相談員)
- 子育て支援ヘルパー
- おむつ購入費助成金支給事業
(上限3千円/月を助成)
- △ 紙おむつ用無料ごみ処理券
配布事業(5枚/月を配布)

乳幼児



大阪府内で『かおテレビ』を実施しているのは5市町村だけ!
(令和2年度)

『かおテレビ』は子どもさんの視線の動きを客観的にみる機器で、社会性の育ち(自分以外の人の存在をどのように意識しているか)を推測することで、個性や発達を多角的にみて、子どもさんの個性に合わせた子育てをサポートしています。

子育て支援の一環とおむつなどの購入費配布を行います。(申)

【新規】子

- 地域子育て支援
- 子育て世代包
- 子ども家庭総

幼児教育

- 幼児教育・保
- 副食費補助
(上限4,500)
- 【新規】認定

担当課： ●健康福祉課(保健センター内) △住民課 ■教育課(くすのきホール内) ◎地域戦略室

4月から新たに公
ども園を開設しま

さまざまなサービスで子育てを応援しています！



乳児～中学生

児童家庭相談	● 養育支援訪問事業	● 特別児童扶養手当	△ ひとり親家庭医療費助成
児童急病診療システム	● 児童扶養手当	● 子育て短期支援事業	● 自立支援医療制度 (育成医療)

に3回まで (上限計24,000円) ※10月接種より定

子どもに3回まで (上限計15,000円)
学前の子どもに2回まで (上限計12,000円)

幼児

- あそびの教室 (集団遊び)
- 相談・家庭訪問 (保健師) (管理栄養士) (発達相談員)
- ペアレントトレーニング

『英語教育の充実』では、小学1年生から中学3年生までの9年間で、コミュニケーション力を重視した教育を行っています。

して、2歳の誕生日まで、用の助成やごみシールの請が必要です。

小学校～中学校

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 英語教育の充実 | 就学援助費支給 |
| 学校給食・食育推進 | ICT教育 |
| 給食費助成事業 | 学習支援ボランティア |
| スクールソーシャルワーカー配置 | 学習環境の整備 |
| スクールバス送迎の実施 | 放課後児童健全育成事業 (学童保育) |
| 郷土学習の推進 | 放課後等デイサービス |

『学校給食・食育推進』では、地元産の食材を使用するなど郷土料理を取り入れて、全員喫食による完全給食を実施しています。

校舎の耐震化率は100%で、普通教室にはエアコンも完備しています。

育て拠点

拠点「ひまわり」

括支援センター

合支援センター

子育て支援機能をより充実させるため、4月から保健センター内に3つの拠点を整備しました。この3つの機能を集中することで、切れ目のない子育て支援を図ります。

村在住の中学生の希望者を対象にオーストラリアでの研修を行っています。

中学校

- 海外派遣研修事業
- スクールカウンセラー配置
- 英語検定料補助事業

・保育

育の無償化

円/月を助成)

こども園

国の制度では満3歳未満の3号認定こどもについては、住民税非課税世帯のみが無償とされていますが、村の独自の施策として、認定こども園などの保育料を保護者の所得に関係なく無償としています。

国の考え方では3歳児から5歳児の副食費は、保護者の実費負担とされましたが、村の独自施策として、幼稚園、認可保育園、認定こども園を利用する子どもについて、世帯の子どもの人数や保護者の所得に関係なく、副食費について月額4,500円を上限に補助します。同じく0歳児から2歳児の保育料についても世帯の子どもの人数や保護者の所得に関係なく無償化を実施しており、保育料に含まれる副食費も無償としています。

私連携による幼保連携型認定こども園を設けました。

〈問い合わせ〉 健康福祉課 ☎ 0069
住民課 ☎ 07116
教育課 ☎ 01300
地域戦略室 ☎ 0084

☆ 詳しくは村のホームページで確認ください ☆

地域子育て支援拠点『ひまわり』の催し

地域子育て支援拠点『ひまわり』は、村内で子育てをする人たちをさまざまな取り組みで応援する施設です。村に居住する0歳から就学前までの子どもおよびその保護者が利用できます。専任の保育士が常駐していますので気軽に遊びに来てください。(場所 保健センター2階)
※4月10日(金)までは新型コロナウイルス感染拡大防止のため催しは中止しています。

4月の予定(開室日時:月・水・金 4/8、4/29は休みで翌日開室します。 午前10時～午後4時)				
月	火	水	木	金
		1	2	3
6	7	8	9	10
13 折り紙制作 10:30～12:00 チューリップを作ります。	14	15 離乳食講習会 10:45～11:30	16	17 からだ遊び 10:30～12:00 年齢に応じて親子で体を動かし遊びます。
20 こいのぼり制作 10:30～12:00	21	22 英語教室 10:30～12:00	23	24 計測・育児相談 10:30～12:00
27	28	29	30	5/1 ひまわりクッキング 10:30～12:00 こいのぼりサンドイッチをつくります。(★要予約)
お知らせ:『ひまわりクッキング』 対象者 村在住の0～6歳児の保護者(※試食はお子さんも出来ます。) 場所 保健センター2階 調理室 内容 こいのぼりサンドイッチ 定員 5組(予約は4月20日(月)まで)				
子育て育児相談: 電話相談(月・水・金(祝日は休み)午後1時～3時30分) ★面接相談(要予約)				
備考: ★は事前に電話予約が必要です。 詳しくは、ホームページや窓口にある『地域子育て支援拠点『ひまわり』』をご覧ください。				
〈予約・問い合わせ〉 地域子育て支援拠点『ひまわり』 ☎0069(保健センター2階)				

あそびの教室(きしゃぼっぽ)参加者募集

幼児期前半はしっかり遊んで身体や人と関わる力を育てる大切な時期です。親子で手遊びやリズム体操、家ではできないダイナミックな遊びなどを行います。子どもさんと一緒に遊びに来ませんか。

日時 5月14日(木)・5月21日(木)・5月28日(木)・6月4日(木)・6月11日(木)・6月18日(木)
午前10時～11時30分(6回シリーズ)

場所 保健センターほか外遊びあり **対象** 1歳6カ月～3歳頃の幼児とその保護者

定員 15組(きょうだいの同伴は相談ください) **費用** 無料

申込 4月1日(水)～17日(金)の間に、電話で保健センターまで

〈問い合わせ〉 健康福祉課(健康) ☎0069

子育て応援出産お祝い事業～赤ちゃんに絵本の読み聞かせ

村では、子どもたちの健やかな成長を応援する「子育て応援出産お祝い事業」を実施しています。対象者には、4カ月児健診日に絵本などを贈呈し、民生委員児童委員・主任児童委員の協力により、健診の待ち時間に絵本の読み聞かせを行っています。

また、地元産材である「おおさか河内材」を使った積み木を贈呈し、地元産材への親しみを持つきっかけづくりを絵本と同様に行います。

〈問い合わせ〉 健康福祉課(福祉) ☎0069

健康診査や人間ドックを受診しましょう

40歳以上の人の健康診査は、加入している健康保険が行います。そのため、皆さんの年齢や加入している健康保険の種類などによって、受診方法が異なります。健診の実施時期や内容などについては、加入している健康保険に問い合わせください。

国民健康保険

■特定健診・特定保健指導

国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の人を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見・早期治療を目的とした特定健診・特定保健指導を実施しています。メタボリックシンドロームは、糖尿病や高血圧、脂質異常症などの生活習慣病を引き起こし、放置すれば心筋梗塞や脳卒中を発症します。

特定健診・特定保健指導を受けることは自分自身の健康状態を知る良い機会ですので、積極的に利用し、健康管理にお役立てください。対象の人には、5月末に特定健診の受診券を送付します。

■人間ドック

村では、人間ドックを受診する国民健康保険の加入者に対して、費用を7割負担しています。特定健診とあわせて利用ください。

手続きに必要なもの 印鑑・被保険者証・特定健診の受診券
後期高齢者医療

■人間ドック

大阪府後期高齢者医療広域連合では、人間ドック受診費用の一部を助成します。助成は、同じ年度内に1回のみで、上限額は2万6千円です。

人間ドック費用の全額を一旦負担し、その後申請することで助成を受けることができます。

※ オプション項目などは助成の対象にならない場合があります。

手続きに必要なもの 人間ドックの領収書・人間ドックの検査結果通知書・被保険者証・印鑑・振込先口座番号のわかるもの

健診に関するお知らせ

- ・国民健康保険の特定健診や後期高齢者医療の健康診査を、富田林医師会管内の健康診査実施医療機関で受診すると、追加項目健診を受けることができます。（若年健康診査は除く）
- ・健診を受診できる医療機関は、受診券に同封する一覧表で確認ください。

〈問い合わせ〉 住民課（国保・後期高齢） ☎②7116 健康福祉課（健康） ☎②0069



健康のために若年健康診査を受診しましょう

村の国民健康保険に加入している20歳以上40歳未満の人を対象に、「若年健康診査」を実施しています。特定健診と同じ内容の健診（眼底検査を除く）を、村国民健康保険診療所（保健センター内）、千早診療所および植田診療所（小吹台）で受診できます。受診者負担額は、3千円です。

※年度内の受診人数には限りがあります。

事前に印鑑・保険証を持参のうえ、住民課保険年金担当窓口で申し込みください。

〈問い合わせ〉 住民課（国保） ☎②7116

村国保診療所では送迎サービスを実施しています

村では、村国民健康保険診療所（保健センター内）・千早診療所（千早地区）への受診時の送迎サービスを令和2年度も引き続き実施します。チャイルドシートの用意もあるので、利用ください。

日時 月～金曜日の診療時間内診療曜日、時間は39ページに記載

対象 村に居住し、村国保診療所または千早診療所に受診する人で、介助がなくても車の乗降ができる人。

申込 完全予約制、利用予定の2日前までに診療所の窓口もしくは電話で申し込み。

費用 無料

〈送迎の申し込み〉 村国保診療所 ☎②0038

〈事業の問い合わせ〉 健康福祉課（健康） ☎②0069



風しん抗体検査・予防接種を無料で受けられます

これまで、風しんの公的な予防接種を受ける機会がなかった成人男性を対象に、無料で風しんの抗体検査と風しんの予防接種（定期接種）を行います。下記対象者へ4月中に個別案内を送付しますので、積極的に風しんの抗体検査・定期予防接種を受けましょう。

- 対象者** 昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性
- 期間** 令和4年3月31日まで
- 要領**
- ①実施医療機関で抗体検査を受ける（クーポン券持参）
 - ②後日、抗体検査の結果を受け取る
 - ③抗体検査の結果、十分な量の風しんの抗体が無い場合、実施医療機関で風しんの予防接種（MRワクチン）を受ける（クーポン券持参）

実施機関 厚生労働省のホームページ「風しんの追加対策について」で確認できます。

昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性は、昨年5月に送付したクーポンを使用ください。紛失した人は再発行を行います。

※有効期限が2020年（令和2年）3月と記載がありますが、令和3年3月まで使用可能です。

再発行の申請書は保健センターで配布しています。（村ホームページからダウンロード可）

〈問い合わせ〉健康福祉課（健康） ☎@0069



妊娠を希望する女性やその配偶者、妊娠をしている女性の配偶者に風しんのワクチン接種費用の一部を助成します

妊婦と赤ちゃんの健康を守るため、抗体価の低い大人の風しんワクチン接種費用を一部助成します。

対象者 接種日現在村に住民票のある人で、風しん抗体検査の抗体価が、HI法16倍以下またはEIA法8.0未満で次のいずれかに該当する人

- ①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の配偶者 ③妊娠している女性の配偶者

※ただし、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性は除きます。

※申請書は保健センターで配布しています。（村ホームページからもダウンロード可）

申請期限 令和3年3月31日まで

抗体検査 大阪府内（政令市・中核市を除く）の医療機関で無料で抗体検査を受けられます。大阪府 ☎「先天性風しん症候群対策事業について」

〈問い合わせ〉健康福祉課（健康） ☎@0069

ちはやあかさか食育通信

【知っているのと得をする！？栄養トピックス】～食事摂取基準が変わります～

健康の保持・増進に必要なエネルギーやたんぱく質、脂質、ビタミン、ミネラルなどの栄養素の摂取量を示したものが「日本人の食事摂取基準」です。昭和44年に初めて定められて以来、5年ごとに改定されています。4月から最新のものになり、令和7年度まで使用されます。令和2年版で改定された栄養素の1つにナトリウム（食塩相当量）があります。

1日の食塩摂取量

男性	8.0g未満⇒7.5g未満
女性	7.0g未満⇒6.5g未満

と目標量が引き下げられました。

高血圧および慢性腎臓病（CKD）の重症化予防のための食塩摂取量は男女とも6.0g未満は現状のままです。

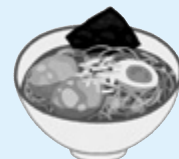
食事を作る際や、食事を選ぶ時の参考にしてください。

資料：「塩分早わかり 第4版」

健康福祉課 管理栄養士



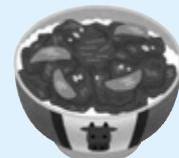
寿司1人前2.6g



醤油ラーメン7.1g



焼き魚定食4.5g



牛丼2.7g

募集と案内

令和2年度大阪府要約筆記者養成講座 受講者募集

聴覚に障がいのある人に対して、「話されている内容を要約して、文字で伝える」役割を担う、「要約筆記者」の養成講座を実施します。

日時 6月27日(土)～12月5日(土)(全21回)(受講判定試験は5月30日(土))

場所 大阪府立福祉情報コミュニティセンター

対象者 大阪府内に居住、通学または通勤している人で、要約筆記者として活動する意思のある人

定員 ①手書きコース 10人 ②PCコース 10人

費用 無料(テキスト代は実費負担)

申込 受講申込書を締切(5月11日(月))【必着】までに郵送〔〒562-0023 大阪府箕面市粟生間谷西2-2-6橘高方 特定非営利活動法人大阪府中途失聴・難聴者協会〕または大阪府 HP から申込み

<http://www.pref.osaka.lg.jp/> [大阪府要約筆記者養成講座](#) で検索

〈問い合わせ〉府民お問合せセンター ☎06-6910-8001 (平日午前9時～午後6時)

令和2年度大阪府点訳・朗読奉仕員中級養成講座 受講者募集

視覚に障がいのある人のためにボランティア活動をしていただける人を対象に、技術力のステップアップを目指すための「①点訳奉仕員中級養成講座」「②朗読奉仕員中級養成講座」を実施します。

日時 6月25日(木)～12月24日(木)(全24回・受講判定試験は5月28日(木))

①朗読 午前10時～正午 ②点訳 午後1時30分～3時30分

場所 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター

対象者 原則、大阪府内に居住、または通勤している人で、市町村などの初級養成講座の修了者、または同等と認められる人※初めて学習される人は受講できません。

定員 各25人

費用 無料(テキスト代は実費負担)

申込 受講申込書を締切(5月19日(火))【必着】までに郵送〔〒543-0072 大阪市天王寺区生玉前町5番25号大阪府盲人福祉センター内「大阪府点訳・朗読奉仕員中級養成講座」係〕、FAX もしくは大阪府 HP から申込み

<http://www.pref.osaka.lg.jp/> [大阪府点訳・朗読奉仕員中級養成講座](#) で検索

〈問い合わせ〉一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ☎06-6772-0024 (平日午前9時～午後5時)



令和2年度 第1回目創業セミナーのご案内

創業希望者を対象に創業に関するノウハウが無料で学べる「創業セミナー」を開催します。

各回のすべての日程を受講した人は、創業するときさまざまな支援を受けることが可能となりますので、創業を考えの人は、ぜひ、受講ください。

	開催時期		開催場所	内容	
第1回	1日目	5月21日(木)	LIC はびきの 羽曳野市軽里1-1-1	創業に関する基礎知識を「経営」、「財務」、「販路開拓」、「人材育成」の4分野に分けて講義。	
	2日目	5月28日(木)			全日
	3日目	6月4日(木)			午後7時～9時
	4日目	6月11日(木)			

定員 30人 **費用** 無料 **申込** 4月1日(水)から電話で申し込み(先着順)

〈問い合わせ〉観光・産業振興課 ☎7128

募集と案内

鳥獣被害対策実施隊募集について

対象者 将来にわたって村の有害鳥獣からの被害防止に真摯に取り組んでくれる人

定員 20名程度

活動内容

- 有害鳥獣被害に関する講習会などへの参加
- 村内に設置した箱わなの見回りや被害状況の調査
- 有害鳥獣の捕獲
- 村内農業者への注意喚起や被害防止への助言

待遇

- 報酬：日額2千円
- 公務災害の適用
- 活動に関する道具の貸出し

〈問い合わせ〉 観光・産業振興課 ☎②7128

講習会の様子



イノシシ捕獲の様子



山口光行写真展「Humens portrait life」

林業をしながら写真表現を続けている、北海道出身で村に在住、山口光行氏の人物写真展を開催します。

日時 4月10日(金)～5月6日(水)期間中の金・土・日・祝
午前11時～午後5時

場所 ラ・フォレスタ

参加費 入場無料

〈問い合わせ〉 ラ・フォレスタ ☎②0090 [HP http://www.sinrin.org/foresta/](http://www.sinrin.org/foresta/)

楠公祭

4月25日の楠木正成公の生誕を祝って楠公祭の式典を開催します。
どなたでも見学できます。

日時 4月25日(土)午前10時～正午

場所 楠公誕生地(くすのきホール前)

〈問い合わせ〉 (一社) 千早赤阪楠公史跡保存会 ☎②1588



楠公史跡保存会会員募集

楠公史跡保存会は、村内の楠公史跡などの整備や清掃奉仕活動、郷土資料館の管理業務などに日々取り組んでいます。また、会員交流の史跡見学会や楠公祭などを行うとともに、楠公さんの歴史を学んでいます。ホームページ (<https://nanko-hsps.jimdofree.com>) では広く情報発信も行っています。趣旨に賛同していただける人は入会をお願いします。

年会費 3千円 **受付** 随時

〈問い合わせ〉 (一社) 千早赤阪楠公史跡保存会 ☎②1588



・お知らせ掲示板・

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人および65歳以上の人で一定の障がいがあると認定を受けた人を対象とした医療制度です。

制度の対象となると、それまで加入していた医療保険（国民健康保険や社会保険など）から外れ、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

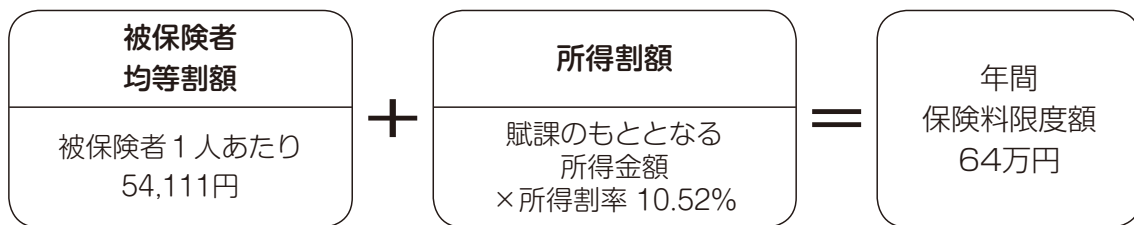
ここでは、保険料やその軽減、また健康診査などについてお知らせします。

●今年度の保険料率について

今年度の保険料率は下記のとおりです。

この保険料率で計算した1年間の保険料と詳しい内容については、7月中旬にお知らせします。

今年度の保険料率



●会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日に、会社員の配偶者やお子さんなどの扶養であった人（これまで保険料の負担がなかった人、国民健康保険・国民健康保険組合は対象になりません）は、当面の間所得割額は課されず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額の5割が軽減されます。

●保険料決定のために（お願い）

後期高齢者医療保険料や、医療機関窓口での負担割合や高額療養費などの負担区分は、税の申告内容に基づき決定されています。

収入がない人、収入が少なく確定申告をしていない人でも、住民税申告などをお願いします。

申告をしていないと、保険料の軽減などを受けることができません。

●後期高齢者医療健康診査・歯科健康診査について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、健康診査および歯科健康診査を実施しています。

被保険者の人に4月下旬に「健康診査受診券」および「歯科医院リスト」を送付します。（年度途中で新たに75歳になる人には、誕生月の翌月初旬に順次送付します。）

広域連合が指定する医療機関において、年度中（4月1日から翌年3月31日まで）に1回、無料で受診することができます。

受診の際は、事前に医療機関・歯科医院に問い合わせのうえ、受診券と被保険者証を忘れずに持参く

ださい。

※次の①～③に該当する人は、健康診査・歯科健康診査の対象外となります。

- ①病院または診療所に6カ月以上継続して入院中の人
- ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している人
- ③介護予防事業における口腔ケアなどの歯科保健事業の対象となる人（歯科健康診査のみ対象外）

●その他のお知らせ

（4月以降に75歳になる人）

75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

被保険者になる人には、75歳の誕生日の前月中旬に被保険者証を簡易書留郵便で送付します。

保険料の納め方などについては、被保険者証や保険料決定通知書に同封しているチラシやパンフレットをご覧ください。

〈問い合わせ〉 住民課（後期高齢） ☎②67116
大阪府後期高齢者医療広域連合
資格管理課（制度や保険料に関すること） ☎06-4790-2028
給付課（各健康診査に関すること） ☎06-4790-2031

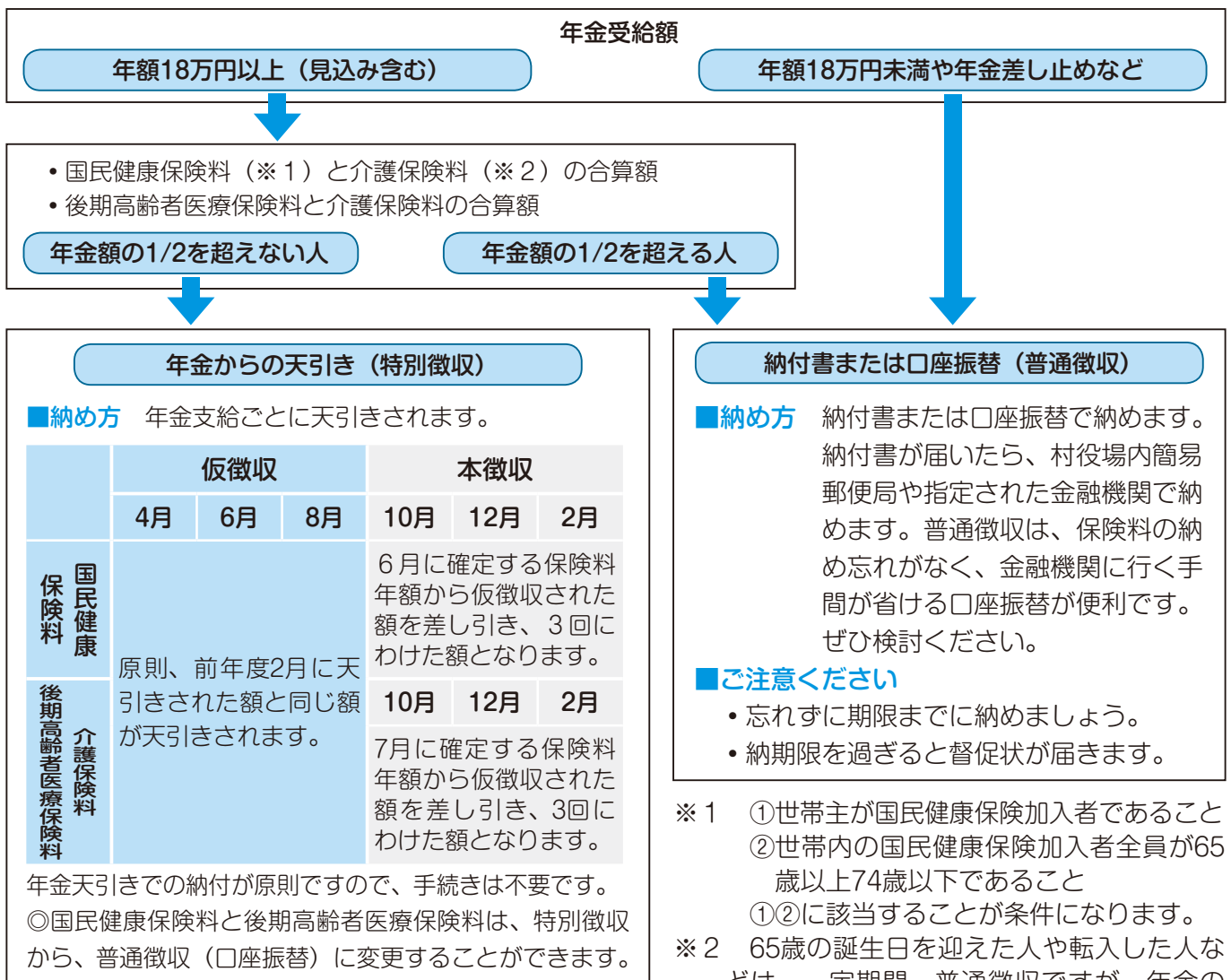
後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収通知書を送付します

昨年度の保険料をもとに、下記の表のとおり保険料仮徴収通知書を送付しますので、内容を必ずご確認ください。

令和2年度の保険料については、国民健康保険料は6月に、後期高齢者医療保険料と介護保険料は7月に確定しますので、改めて対象者に送付します。

保険料の種類	徴収の種類	通知書の有無
国保	普通徴収	平成31年4月（令和元年度）から仮徴収が廃止になったため、4月、5月の徴収はありません。6月に本徴収の通知書を送付します。
国保	特別徴収	4・6・8月分の仮徴収通知書は3月に送付済みです。本徴収通知書は6月に送付します。
後期	普通徴収	4月～6月の徴収はありません。7月に本徴収の通知書を送付します。
介護	普通徴収	仮徴収通知書を送付します。本徴収通知書は7月に送付します。
後期・介護	特別徴収	4月または6月から特別徴収が開始される人には送付します。2月に特別徴収で支払った人については、4・6・8月の仮徴収保険料額が2月と同額になるため、「特別徴収のお知らせ」の送付はありません。本徴収通知書は7月に送付します。

保険料の納め方



- ※1 ①世帯主が国民健康保険加入者であること
②世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上74歳以下であること
①②に該当することが条件になります。
- ※2 65歳の誕生日を迎えた人や転入した人などは、一定期間、普通徴収ですが、年金の年額が18万円以上受給（見込み）の人は、一定期間が過ぎると特別徴収となります。

〈問い合わせ〉 住民課（国保・後期高齢） ☎②7116
健康福祉課（高齢介護） ☎②0069

狂犬病予防集合注射と飼犬登録

○ 村では、巡回による狂犬病予防集合注射と登録を実施します。狂犬病予防法に基づき、毎年1回（4月～6月）の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。この機会に受けましょう（登録済の犬については、3月下旬に郵送した実施案内に同封の狂犬病予防注射交付手数料領収書を必ず持参ください）。

※集合注射料金 3,300円（内訳：狂犬病予防注射2,750円／注射済票交付手数料550円）

○ 生後91日以上の子犬は、飼い始めた日から30日以内に登録をし、鑑札をつけるよう法律で定められています。登録手続きをしていない場合はこの機会に登録を済ませてください。

※新規登録手数料 3,000円

○ 集合注射会場で受けられない場合は、動物病院で注射を受け、「接種済証」を持参し注射済票の交付申請を行ってください。

※済票交付手数料 550円

狂犬病予防集合注射の日程

月 日	時 間	場 所
5月13日(水) *雨天中止の場合 5月15日(金) に順延します。	午前 9時30分～9時45分 9時50分～10時10分 10時20分～10時40分 10時50分～11時10分 11時20分～11時50分 午後 1時10分～1時30分 1時40分～2時10分 2時20分～2時45分 3時05分～3時25分	桐山老人憩の家下 二河原邊ちびっこ広場 水分地区利用組合みかん貯蔵所前 川野邊老人憩の家前 森屋北ちびっこ広場 役場前駐車場 J A大阪南赤阪支店前 旧自然休養村管理センター下（防火水槽付近） 千早老人憩の家前
5月14日(木) *雨天中止の場合 5月18日(月) に順延します。	午前 9時45分～10時00分 10時10分～10時30分 10時40分～11時00分 11時10分～11時30分 11時40分～11時55分 午後 1時10分～3時00分	吉年老人憩の家前 東阪バス停前（旧J A千早支店前） 上東阪消防倉庫前 中津橋前広場 小吹老人憩の家前 小吹台連絡所前

※時間については、前後する場合がありますのでご了承ください。

〈問い合わせ〉 住民課（環境衛生） ☎@7116

葛城～金剛山系のギフチョウ保護に取り組みます

日本固有種のギフチョウは、環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類に指定されていて、葛城山から金剛山までにかけての地域は貴重な生息域になっています。このため、「金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例」に基づき、2月にギフチョウおよびミヤコアオイを保護野生動植物に指定し、捕獲、採取などを禁止しています。御所市では、平成26年に「葛城山のギフチョウ」を市指定文化財（天然記念物）に指定し、ボランティアによる保護監視活動などを行っており、連携して取り組むことで、標本の不正取引を減少させる効果も期待できます。

〈問い合わせ〉 観光・産業振興課 ☎@7128



医療・国保

4月から医療費助成制度の自動償還が始まります

2月診療分から、医療機関などで医療費助成制度の各医療証（老人医療・重度障がい者医療・ひとり親家庭医療・子ども医療）を提示して支払った一部自己負担額の合計額が月額限度額を超過した場合、窓口で申請する償還払いから、事前登録した口座に自動償還する方法に変わります。

月額限度額	
老人医療・重度障がい者医療	3,000円
ひとり親家庭医療・子ども医療	2,500円

自動償還の対象となる人には、必要な口座情報を登録するために診療月の翌々月の下旬に申請書を送付しますので、役場窓口で手続きを行ってください。

一度、申請書を提出すると、口座の変更がない限り、窓口での手続きは不要です。

※償還額の計算は医療機関などが提出する診療報酬明細書に基づいて行いますので、提出の遅れなどにより申請書の送付や支給が遅れる場合があります。

※医療証未交付期間中の受診や大阪府以外での受診など、医療費助成制度が適用されていない診療についての支給は、今までどおり役場窓口での申請が必要になります。

〈問い合わせ〉

住民課（福祉医療） ☎②7116

令和2年度の国民年金保険料

4月分から、月々の国民年金保険料が130円引き上げられ、月額

1万6,540円になります。また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付すると、将来、老齢基礎年金に加えて支給されます。

国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です。

保険料は口座振替を利用すると、金融機関などに行く手間と時間が省けます。

また、早割（当月末振替）、前納（6カ月・1年・2年）で納付すると、納付書を使って納めるよりも保険料が割引になります。

なお、保険料の免除の承認を受けている人は、口座振替による割引は適用されません。

口座振替の申し込み場所

・年金事務所または口座をお持ちの金融機関や郵便局の窓口

必要なもの

- ・年金手帳・通帳
- ・金融機関届出印

〈問い合わせ〉

住民課（国民年金）

☎②7116

天王寺年金事務所

☎06-6772-7531

国保の届け出はお早めに

転入・転出や職場の健康保険に加入・脱退したときは必ず届け出てください。職場の健康保険に加入・脱退しても、国民健康保険（国保）に連絡はきませんので、ご自身で届け出する必要があります。

①加入の届け出が遅れると

国保に加入しなければならないのに届け出が遅れると、保険料をさかのぼって納めることとなります。（最高2年間）

「被保険者となる」のは、加入の手続きをしたときではありません。職場の健康保険をやめたとき、あるいは他の市町村から転入した

時です。

したがって、加入手続きをするまでの間も保険料納付の対象期間となります。

また、特段の理由がなく届け出が遅れた場合、その間に受けた医療費は全額自己負担となります。

②やめる届け出が遅れると

国保の資格がなくなったのに届け出が遅れると、被保険者証が手もとにあるため、うっかりそれを使って診療を受けてしまうことがあります。このようなときは、国保で負担した医療費を返していたくことになり、新たに加入された健康保険へ、自身で医療費を請求していただくこととなりますので、ご注意ください。

〈問い合わせ〉

住民課（国保） ☎②7116

学生納付特例の申請は毎年度必要です

20歳以上の人は国民年金に加入しなければなりませんが、国民年金保険料の納付が困難で、本人の所得が一定以下の学生であれば、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」の申請ができます。

また、4月から学生になる20歳以上の人だけでなく、昨年度に学生納付特例の承認を受けた人で引き続き、今年度も学生納付特例を希望する時も申請が必要です。

なお、昨年度に学生納付特例の承認を受けた人で、3月下旬に日本年金機構からハガキ形式の学生納付特例申請書が届いた人は、必要事項を記入して返送するだけで申請ができます（学生証の添付は不要です）。

必要なもの

- ・学生証など学生であることが証明できる書類

・年金手帳・印鑑

〈問い合わせ〉

住民課（国民年金）

☎②7116

天王寺年金事務所

☎06-6772-7531

生 活

下水道への接続のお願い！

下水道が使用できる区域にお住いの人は、下水道法で供用開始日（下水の処理を開始すべき日）から3年以内に下水道へ接続しなければならないことが義務付けられています。

村の環境保全のため、1日も早く下水道への接続をお願いします。

また、下水道に接続する場合は、村排水設備工事指定業者へ申し込みください。

水洗便所改造の無利子貸付制度などもあります。

〈問い合わせ〉

施設整備課☎②7138

合併浄化槽を設置しましょう

村では、生活環境および公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽の設置を推進しています。

合併処理浄化槽を設置する家庭には補助金を交付しますので、設置する場合は申し込みください。

対象地域は、下水道処理区域外および下水道計画区域内であっても整備が大幅に遅れる地域です（事前に問い合わせください）。

補助金額

- ・5人槽 91万8千円
- ・6～7人槽 102万1千円
- ・8～10人槽 124万2千円

※補助金は予算の範囲内で先着順です。

※現在の補助金額は、過疎地域自立促進特別措置法が失効する令和3年3月31日（水）までです。お急ぎください。

〈問い合わせ〉

施設整備課 ☎②7138



合併処理浄化槽 維持管理費補助金

村では、合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進するため、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を推進しており、適正な維持管理を行う人に補助金を交付しています。

補助対象地域は、公共下水道の供用が開始されていない地域です。

ただし、新たに開始となった日から1年間は当該地域を補助の対象とします。

補助対象者は、住民基本台帳に基づき村内に住所を有している人で、自己の専用住宅に設置された合併処理浄化槽において、浄化槽法で定められている「保守点検」、「清掃」および「法定検査」を行った人です。

補助金額は、申請日から過去1年間に行った保守点検などの費用合計額が対象で、2万円が限度です。申請に必要な書類などについては問い合わせください。

〈問い合わせ〉

住民課（環境衛生）☎②7116

「戦没者等のご遺族の皆様へ」 第十一回特別弔慰金が支給されます

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき支給されるものです。

第十一回特別弔慰金は、4月1日を新たな基準日とし、先順位のご遺族一人に支給されます。

対象者 4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に支給されます。戦没者等の死亡当時の遺族で、

1. 4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の「父母」「孫」「祖父母」「兄弟姉妹」
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順位が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限る。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間 4月1日から令和5年3月31日

※請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなります。

〈問い合わせ〉健康福祉課☎②0069

農作物等被害防止柵を設置する場合に補助金を交付します

村内の農地で耕作している人を対象に、イノシシなどから農作物を守るために設置する柵（電気柵、ワイヤーメッシュなど）の購入に対する補助金を交付します。（購入後に申請されても補助金は交付できません。必ず購入前の申請をお願いします。）

補助内容 防止柵購入費に補助率（2分の1）を乗じて得た額または補助金上限額のいずれか低い額です。（ただし100円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）

補助上限 共同設置10万円／個人設置5万円
※ 共同設置とは2戸以上の農家が一体となって防止柵を設置する場合。

交付条件 補助金の交付については村が実施する有害鳥獣被害防止に関する講習会の受講を必須とします。

受付期間 4月13日(月)～6月30日(火)受け付けします。予算の範囲内で先着順です。

〈問い合わせ〉 観光・産業振興課 ☎②7128

農業施設を補修、改良する場合の原材料費に対する整備事業補助金を交付します

受益者が2人以上いる村内農業施設（農道、水路）の補修や改良に要する原材料経費に対する補助金を交付します。（工事後に申請されても補助金は交付できません。必ず工事前の申請をお願いします。）

補助内容 工事に要した原材料の経費が3万円以上の工事。

補助上限 20万円

受付期間 4月13日(月)から受け付けします。予算の範囲内で先着順です。

〈問い合わせ〉 観光・産業振興 ☎②7128

紙おむつ購入にかかる費用の一部を助成します

村では、次の要件をすべて満たしている人を在宅で介護している世帯（生活保護世帯を除く）に、紙おむつなどの購入にかかった費用の一部（月額5千円以内）を助成しています。申請した月から対象となります。

- 要件**
- ・ 村に居住する65歳以上の人で、常時紙おむつを使用している人
 - ・ 介護保険の要介護認定で要支援以上を受けている人
 - ・ 対象となる人が属する世帯で最も収入の多い人の前年分（4月～6月の申請については前年度分）の村民税所得割が非課税の人

〈問い合わせ〉 健康福祉課（高齢） ☎②0069

紙おむつを使用している人のいる世帯にごみシールを交付します

村では、高齢や障がいのため、日常的に紙おむつを使用している人に、申請に基づいて、ごみシールを交付しています。

対象者 村内在住で、日常的に紙おむつを使用している人

枚数 年104枚まで

申請方法 印鑑を持参のうえ住民課窓口で申請してください。

※おむつ使用の必要性について、医師、保健師、ケアマネジャーなどの確認が必要です。

※施設入所中や入院中の人は申請できません。

〈申請・問い合わせ〉 住民課（環境衛生） ☎②7116

知っていますか？ 廃棄物の 野焼き禁止

家庭などで行う廃棄物（ごみ）の野焼きは、法律で禁止されています。しかし、役場には「近所でごみを燃やして、煙が家の中に入ってくる」、「洗濯物に灰が付いて汚れる、臭いがつく」などの、野焼きに関する苦情が寄せられています。

家庭ごみの処理は、村が行うごみの定期収集を利用するなど、野焼き以外の適切な方法で行いましょう。

違反すると罰金も！

法律で禁止されている野焼きや、基準を満たしていない小型焼却炉を使ってごみを焼くと、5年以下の懲役もしくは、1千万円以下の罰金、またはその両方。法人の場合は3億円以下の罰金が科せられます。

■ どうして野焼きはいけないの？

家庭や事業所などで行うごみの野焼きは、煙や悪臭などにより近所へ迷惑をかけるだけでなく、人体の健康へ深刻な影響をもたらす化学物質、ダイオキシン類を発生させる原因にもなっていることから、法律で禁止されています。

■ ドラム缶や小型焼却炉の使用も禁止

家庭などにあるほとんどの小型焼却炉は、ダイオキシン類の発生を抑制する構造基準を満たしていないため、これを使用した焼却は、野焼きと同じ扱いになり、禁止されています。

■ 焼却禁止の例外

- たき火などの軽微なもの。（住宅密集地では控えましょう。）
- 農林漁業を営むためのやむを得ない燃焼行為。
※この場合は、「生草木などは乾燥させる」、「少量に分けて燃やす」、「風向きや時間帯に配慮する」など注意しましょう。
- 風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却などがあります。これらの場合も、万が一のために必ず、水を確保してから行い、また、燃やしている最中は絶対にその場を離れないようにしましょう。例外になっているものでも、周辺の生活環境に支障を与え、苦情などがある場合は、改善命令や行政指導の対象になります。



〈問い合わせ〉住民課（環境衛生） ☎②67116

地域応援事業補助金～皆さんの活動を応援します！～

むらづくりに対する参画意識の高揚、地域活性化を図るため、村民による団体の自主的な活動を応援する「がんばる地域応援事業補助金」がリニューアルします。詳細は4月中旬以降にホームページに掲載しますので確認ください。

〈問い合わせ〉地域戦略室 ☎②0084

5月1日(金)～7日(木)は「憲法週間」です

5月3日(祝)の憲法記念日は、日本国憲法が施行された日を記念して定められた祝日で、この日を含む5月1日～7日は憲法週間と呼んでいます。

私たち一人ひとりの人権が保障された差別のない明るい社会を築くために、お互いの人権を尊重し、自分の権利と同じように他人の権利も認め合っていくことが大切です。ぜひこの機会に基本的人権の大切さについて考えてみましょう。

特設人権相談

村では、憲法週間にちなんで、特設人権相談を実施します。家庭や近隣におけるいじめ、虐待、セクハラ、さまざまな差別などの人権問題で悩んでいませんか。人権擁護委員があなたの相談に応じます。

相談無料、秘密は厳守します。

日時 4月28日(火)午後2時～4時 場所 保健センター相談室

〈問い合わせ〉住民課（人権） ☎②67116

史跡内などで工事などを行う場合、許可申請・届出が必要です

村には、国指定史跡3件（千早城跡、楠木城跡、赤坂城跡）があります。

史跡指定範囲内では、現状変更を行うとき、文化庁長官の許可が必要です。（許可が下りるまで、現状変更を行うことはできません。）現状変更とは、史跡指定範囲内で行う掘削工事や景観変更のことです。

- 【具体例】
- 建築物・道路・水路の工事
 - 工作物、仮設物、テント、工事足場、看板・碑、フェンスの設置および撤去
 - 木竹の伐採・植栽、土壌・岩石の採取
 - 土地の形質の変更、農地改善工事、農地転用などをともなうもの
 - 住宅の外壁補修・塗り替え など

許可を受けるには、約1カ月～3カ月かかります。史跡の指定範囲内か、現状変更に該当するかどうかも含め、事前に相談ください。

また、埋蔵文化財包蔵地内での土木工事、建築工事を実施する場合は届出が必要です。埋蔵文化財包蔵地の詳しい場所や届出の手続きについて問い合わせください。

〈問い合わせ〉教育課 ☎@1300

住宅の耐震化に補助金の活用を

次の建築物の耐震診断、設計・改修、除却工事費用の一部を補助しています。補助金の活用を希望する場合は、下記の他にも要件があるので事前に相談ください。

補助対象建築物 昭和56年5月31日以前に建築された建築物

補助内容

建築物の種類	補助の項目	補助の内容
木造住宅	耐震診断費	耐震診断費用の10/11の額または一戸あたり5万円のいずれか低い金額
	耐震設計・改修費	一戸あたり50万円（定額）。ただし、耐震改修設計・改修工事費が定額未満である場合は、当該費用の額
	除却費	一戸あたり40万円（定額）。ただし、除却工事費が定額未満である場合は、当該工事費の額
非木造住宅	耐震診断費	耐震診断費用の1/2の額または一戸あたり2万5千円のいずれか低い額

〈問い合わせ〉地域戦略室 ☎@0084

保育所の担当課変更について

認定こども園、保育所の担当課が変わりました。

4月から、認定こども園や保育所に関する業務が、健康福祉課（保健センター）から教育課（くすのきホール）へ変更となっています。

教育課へ移行した業務

- 認定こども園、保育所への入所申込み
- 認定こども園、保育所の継続利用のための現況届の受付
- 他市の保育所などへの入所相談
- 副食費補助金の受付や交付 など
- 保育料の無償化に関すること

児童手当や児童扶養手当、上記以外の子育て支援関係業務（乳児等おむつ購入費助成金や子育て支援ヘルパー、児童虐待への対応など）は、従来通り健康福祉課で行います。

〈問い合わせ〉教育課 ☎@1300



いきいきサロン利用者の送迎に関するお知らせ

いきいきサロンを有効活用し高齢者などの生きがい活動を推進し、健康の増進を図ることを目的として送迎事業を行っています。

- 対象者** 村内居住でいきいきサロンを利用する60歳以上の人
- 申請登録** 利用登録申請書が必要（※毎年度登録が必要です）
- 利用料** 無料
- 運行日** 毎週月・水・金曜日（午前8時30分～午後5時）
- 運行区間** 各地区指定場所といきいきサロンくすのきまたはいきいきサロンやまゆり間
- 利用方法** 利用登録後、1週間前に予約が必要
詳しくは、問い合わせください。

現在いきいきサロンは、新型コロナウイルスの影響で臨時休館しています。開館になれば、令和2年度の利用登録および団体登録をします。

ひとり暮らし の訪問事業

65歳以上のひとり暮らしの人に、ヤクルト飲料を無料配布しています。配達員との交流により孤独感を和らげ、安否確認・緊急対応などに努めています。

車椅子・車椅子乗車対応車輛の貸出しについて

介護型・自走型・こども用車椅子、車椅子乗車対応車輛の貸出しを行っています。

車椅子

最長3カ月の貸出しをしています。更新手続きすれば延長利用も可能です。3種類の車椅子がありますので、必要に応じて選べます。利用は無料です。

車椅子乗車対応車輛

車椅子の人を1名乗せて走行が可能な送迎車の貸出しをしています。

利用は無料です。（燃料費のみ自己負担）

<こんな時は相談ください>

- 車椅子を使用している家族の通院で送迎したい
 - 車椅子を使用している人と車で外出したい
- ※申請時に運転者の免許証写しが必要になります。



安心キット情報更新のお願い

安心キットをお持ちで配布されて数年が経過している人

息子が転勤し緊急連絡先が変わった



かかりつけ医が変わった

このような変更点があるかもしれません。

もう一度安心キットの中身を確認し、変更があれば情報内容を更新し、最新の情報を保管しておくようにお願いします。



寄付

ご芳志は、地域福祉の向上のために有意義に活用させていただきます。

社会福祉協議会善意銀行
◎ JA 大阪南女性会
千早赤阪支部 様
2万円

ふれあいまつり（チャリティーバザー）として

〈問い合わせ〉 社会福祉法人 千早赤阪村社会福祉協議会 ☎0294

※この記事は千早赤阪村社会福祉協議会が作成しています。

4月のし尿収集予定表

各地区ミゼット車	4月20日(月) 予定
森屋、水分、川野辺、二河原辺、桐山、小吹、吉年	4月29日(水) 予定
千早、東阪、中津原	4月30日(木) 予定

4月のごみ収集予定表

ごみは、午前7時までに必ず出しましょう	
もえるごみ (火・金曜日)	3日(金)・7日(火)・10日(金)・14日(火)・17日(金)・21日(火)・24日(金)・28日(火)・5月1日(金)・5日(火)
粗大ごみ (第1水曜日)	4月1日(水)・5月6日(水)
プラスチック製容器包装 (第2・4木曜日)	4月9日(木)・23日(木)
ペットボトル (第3木曜日)	4月16日(木)
空カン・空ビン (第4水曜日)	4月22日(水)

千早赤阪村役場内簡易郵便局

郵便業務	平日 午前9時～午後5時
貯金業務	平日 午前9時～午後4時
保険業務	

※休業日：土・日・祝日、年末年始
 ※一部、取り扱っていない業務がありますのでご注意ください。

相談

心配ごと	4月2日(木)
児 童	4月2日(木)
行 政	4月2日(木)

時間 午後1時～3時
 場所 保健センター1階(相談室)

人 権	毎日(土日祝、年末年始を除く) 午前9時～午後5時 住民課 (※河南町・太子町役場でも相談可) 河南町住民生活課 ☎2500 太子町住民人権課 ☎5515 いずれも予約不要。電話相談可。
-----	---

就 労	毎日(土日祝、年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分 観光・産業振興課
-----	---

教 育	毎日(土日祝、年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分 ※新入学にあたり、お子さんへの配慮や支援を要する場合の相談について随時対応しますので、事前にご連絡ください。 教育課
-----	--

村・府民税の申告期限を延長します

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、村・府民税申告の受付期限を4月16日(木)まで延長しました。また、税務署に提出する確定申告期限についても4月16日(木)まで延長されています。

ただし、申告が遅くなると申告の内容が当初の算定に反映されない場合があります。この場合は次の納期以降で反映しますので、ご理解、ご協力をお願いします。

詳しくは、村または国税庁ホームページをご覧ください。

〈問い合わせ〉 総務課(税務) ☎20083

公共施設のご案内

千早赤阪村役場

- ・総務課…………… ☎⑦0081
- ・人事財政課…………… ☎⑦0082
- ・総務課(税・会計)… ☎⑦0083
- ・地域戦略室…………… ☎⑦0084
- ・住民課…………… ☎⑥7116
- ・観光・産業振興課…………… ☎⑥7128
- ・施設整備課…………… ☎⑥7138
- ・千早赤阪水道センター…………… ☎⑥7165

村役場内簡易郵便局… ☎⑦7016

小吹台連絡所…………… ☎⑦7600

くすのきホール(教育委員会事務局)

- ・教育課…………… ☎⑦1300

村立郷土資料館…………… ☎⑦1588

B & G海洋センター ☎⑦7183

学校給食センター… ☎⑦1112

学校園

- ・赤阪小学校…………… ☎⑦0205
- ・千早小吹台小学校… ☎⑦7100
- ・村立中学校…………… ☎⑦0004
- ・こごせ幼稚園…………… ☎⑦0356

保健センター

- ・健康福祉課…………… ☎⑦0069
- ・村国保診療所…………… ☎⑦0038
- ・議会事務局…………… ☎⑥7168

村国保千早診療所… ☎⑦0240

村社会福祉協議会… ☎⑦0294

いきいきサロン

- ・やまゆり…………… ☎⑦7005
- ・くすのき…………… ☎⑦1705

道の駅ちはやあかさか… ☎⑩7557

富田林市消防署

千早赤阪分署…………… ☎⑦1755

防災行政無線テレホンガイド

…………… ☎⑦1388

健康診査&相談など

種 類	月 日	受 付	対 象	
健 診	1歳6カ月児健康診査	4月8日(水)	午後1時～1時10分	平成30年7月～9月生
	3歳6カ月児健康診査		午後1時45分～1時55分	平成28年7月～9月生
	2歳児歯科健診	4月17日(金)	午後1時～1時15分	平成30年1月～3月生
	歯科フォロー健診		1歳6カ月・2歳フォロー 午後1時45分～2時 3歳6カ月フォロー 午後2時15分～2時30分	1歳6カ月・2歳・3歳6カ月児健診で虫歯になりやすいと判定された幼児
講 習 会	離乳食講習会	4月15日(水)	午前10時45分～11時30分	0～1歳ごろまでの乳幼児と保護者
相 談	歯科衛生士による個別歯科相談	4月20日(月)	午後2時～3時30分(要予約)	歯・歯ぐき・入れ歯に関する相談を希望する人
	保健師による健康相談(電話・来庁)	4月21日(火)	午前10時～正午(来庁の場合要予約)	健康・育児・介護など相談を希望する人
	個別健康栄養相談	4月24日(金)	午後1時30分～(要予約)	食事療法が必要な人、健康のため食生活を改善したい人
	地域子育て支援拠点「ひまわり」での計測・育児相談	4月24日(金)	午前10時30分～正午	0歳～就学前の乳幼児と保護者
	無料弁護士相談・保健師こころの相談	5月8日(金)	午後2時から(要予約、1人30分程度)(初回の人優先)(プライバシーは守ります)	借金・家庭・労働問題など法律相談を希望する人(同日に身体やこころの相談も行います)

※個別禁煙相談は希望に応じて随時実施します(要予約)

休日・夜間の医療機関など

名 称	連絡先・時間など	
休日診療	内科・歯科 (歯科は午前のみ)	休日診療所 ☎⑩1333 富田林市向陽台1-3-38 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分
	小 児 科	富田林病院 ☎⑩1121(代表) 富田林市向陽台1-3-36 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分
小 児 夜 間 救 急 (当番病院紹介)	富田林市消防署 ☎⑩9919 午後8時～翌朝8時(1年中) 土・日・祝・年末年始は午後4時から	
救急安心センターおおさか	#7119または☎06(6582)7119 24時間対応(1年中)	
大阪府小児救急電話相談 (受診するかどうかの判断の参考に)	#8000または☎06(6765)3650 午後8時～翌朝8時(1年中)	
大阪府救急医療情報センター (各科医療機関の診療状況照会)	☎06(6693)1199 24時間対応(1年中)	
「こどもの救急」ホームページ (受診するかどうかの判断の参考に)	http://kodomo-qa.jp/	

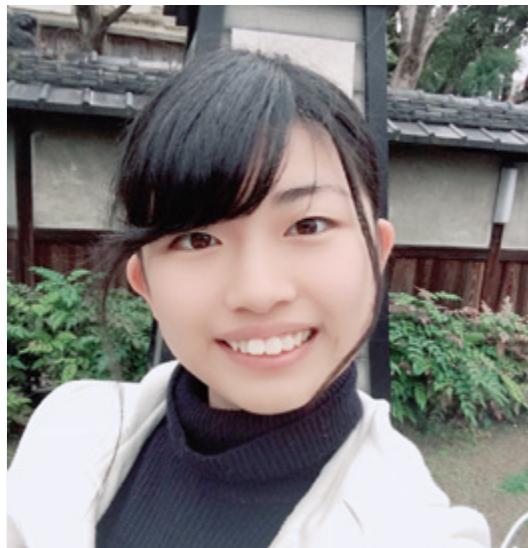
村国保診療所の診療曜日

(4月から診療時間などを変更しています)

- ・村国保診療所 水分195-1 (保健センター内) ☎⑦0038 受付時間
 - 午前診 (月)～(金) 午前9時～11時30分
 - 午後診 (火)(水) 午後3時～4時15分
 - 夜 診 (月)(木) 午後4時30分～6時15分
 ※(火・水)の午後1時～3時は訪問診療と予防接種(事前予約制)のみです。
- ・村国保千早診療所 千早184-1 ☎⑦0240
 - 午後診 (月)(木) 午後2時～3時15分
 ※送迎や訪問診療をご希望の人はお気軽に相談ください。

各種イベントなどの防災行政無線の利用申請について

各種イベントなどで防災行政無線を利用する場合は、各担当課を通じて申請をお願いします。なお、申請は防災行政無線を利用する1週間前までにお願いします。



Sempuku Marika

吉年 千福 万理花 さん
(19歳 かに座)

- 近況は・・・
大学で教師になる勉強をしています。
- 趣味は・・・
最近では演劇に興味があります。
観劇をしたり、大学の演劇部で役を演じるのも好きです。
- 夢は・・・
中学校の数学の先生になりたいです。
- 最近、楽しいなと思ったことは・・・
最近アルバイトを始めました。
週末は特に忙しくて大変な事も多いけれど、賄いのごはんがレストランの様に豪華です。
- 思い出のアルバムから
大好きなひい婆ちゃんと弟の幸太郎とママと一緒に撮った記念の1枚です。
- 千早赤阪村について・・・
同級生の梨央奈ちゃんと時々散歩します。
自然がいっぱいの村中を歩くと話がはずみます。
- 次号は・・・
中学校同級生の 重田 直賢 さんです。
- メッセージを・・・
承久の乱のような誕生日ですね。



わがやのホープ



水分 やまなか たいせい くん

(山中太聖) 5歳

やまなか ゆな ちゃん

(山中柚奈) 3歳

いつも元気いっぱい笑顔をありがとう♡
これからも仲良く楽しく健康に過ごそうね!

父・敬太 母・加奈子

卒業式がおこなわれました



学校で過ごした思い出を胸に、新しい一歩を踏み出しました。それぞれの夢に向かって、大きく羽ばたいてください。

